

第 2 号

3 月 9 日 (木)

平成 29 年第 2 回氷川町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 29 年 3 月 9 日

午前 10 時 00 分開議

於 議 場

1. 議事日程（第 2 日目）

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 27 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成 27 年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成 27 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成 27 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成 27 年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成 27 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 氷川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 14 議案第 9 号 氷川町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 10 号 氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について
- 日程第 16 議案第 11 号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 12 号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 13 号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 14 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 15 号 氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 16 号 平成 28 年度氷川町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 22 議案第 17 号 平成 28 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 18 号 平成 28 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 19 号 平成 28 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 20 号 平成 28 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 29 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 29 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 29 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 29 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 29 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 29 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	河 口 涼 一	2 番	清 田 一 敏
3 番	長 尾 憲二郎	4 番	上 田 俊 孝
5 番	江 寄 悟	6 番	三 浦 賢 治
7 番	松 田 達 之	8 番	片 山 裕 治
9 番	米 村 洋	10 番	笠 原 良 一
11 番	上 田 健 一	12 番	永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	陳 野 信 次
企画財政課長	森 田 寿 也	税 務 課 長	岩 本 博 美
町民環境課長	野 田 俊 明	健康福祉課長	増 永 光 幸
農業振興課長	尾 村 幸 俊	農地整備課長	前 田 昭 雄
建設下水道課長	前 崎 誠	総務振興課長	木 本 栄 一
商工観光課長	西 田 美 子	会 計 管 理 者	濤 岡 美智代
学校教育課長	稲 田 和 也	生涯学習課長補佐	山 本 昭 義
農業委員会事務局長	星 田 達 也	代表監査委員	本 田 孝 志

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（片山裕治君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

—————○—————

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 27 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成 27 年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成 27 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成 27 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成 27 年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成 27 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 氷川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 9 号 | 氷川町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 10 号 | 氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 11 号 | 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 17 議案第 12 号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 13 号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 14 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 15 号 氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 16 号 平成 28 年度氷川町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 22 議案第 17 号 平成 28 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 18 号 平成 28 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 19 号 平成 28 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 20 号 平成 28 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 29 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 29 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 29 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 29 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 29 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 29 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
- 議長（片山裕治君） 日程第 1、認定第 1 号、平成 27 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 31、議案第 26 号、平成 29 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。
- 町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。
- 町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。
- 平成 29 年度の施政方針並びに本定例会に提案をいたしております議案につきま

しての提案理由の説明をさせていただきます。

日本の経済状況につきましては、海外の景気の下ぶれや金融資本市場の変動の影響が、先行きのリスクとして懸念されているものの、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復に向かうことが期待をされております。

国においては、閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2016を踏まえ、引き続き、行政財政運営計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、義務的経費については聖域を設けることなく、抜本的な見直しを行い、その他の経費については、各省庁の事業を総点検した結果を反映した中で、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を重点化しています。

また、地方創生については、人口減少の歯止め、諸地域経済の活性化などを基本目標に掲げ、地域の特性に応じた戦略が進められていく中で、財政的な支援策も展開されていくことから、国の動向や予算状況などを、注視をしていく必要があるというふうに考えております。

また、熊本県においては、地震の影響により平成29年度の予算編成が非常に厳しい状況であるとの認識に立ったうえで、熊本地震への対応を何よりも優先する課題と位置づけ、将来的な財政の健全性と、熊本地震からの復旧復興の推進を両立させる財政運営を果たすため、通常の事務事業については、廃止を含めた徹底した見直しを行い、真に必要なかつ適時適切と認められるものに限って予算化するという方針を出されております。

このような中、本町では、各種計画に基づく行財政改革に積極的、継続的に取り組み、行政運営の効率化と財政健全化に一定の成果をあげてまいりました。しかしながら、本町の平成27年度決算でみる歳入の状況は、既存財源である地方交付税が、歳入総額68億8,564万5,000円の43.2%、金額にいたしまして29億7,783万円を占めている一方、自主財源の柱である町税はわずか13.3%、金額にいたしまして9億1,547万1,000円しかなく、地方交付税や各種交付金に頼らざるを得ない財政状況になっております。今後もこの依存財源主体の歳入構造が大きく変化する要素は見当たりません。しかも本町は、既に平成28年度から普通交付税の合併算定替えの段階的削減期に入っております。今年度で約3,000万円、平成29年度で約9,000万円、合併算定替えが終了する平成33年度には、約3億円の減収となる試算であることから、財政健全化に向けた取り組みを着実に実行するとともに、財政規模に応じた適正な事業選択を行う必要があります。

このように国・県の政策や財政状況を踏まえて、平成29年度氷川町一般会計予

算につきましては、大幅な将来の歳入減を見据えた、厳しく堅実な財政運営に向けて、職員自ら創意工夫を図り、事務事業の徹底的な見直しや事業間の優先順位の厳しい選択を行う一方、熊本地震からの復旧復興事業、並びに消防、氷川分署建設事業、防災行政無線デジタル化事業など、将来に向けた町政発展の礎を築くために、重要と考えられる事業については、国・県の交付金等の活用を図り、必要な財源を確保することとし、徹底したコスト意識のもと、メリハリのある予算編成に心掛け、対前年比7.12%増の総額66億5,729万7,000円といたしました。

歳入といたしましては、町税、国・県支出金が若干増加し、不透明な地方譲与税は微減、地方交付税も減少すると見込みました。財源確保のために財政調整基金から繰り入れを行い、町債につきましては必要最少限度にとどめたところでございます。

歳出では、総務費を減額予算とし、それ以外の議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費を増額予算といたしました。

氷川町が誕生いたしまして12年目を迎えております。新たなステージへの出発となる大切な時期を迎えているというふうに認識をいたしております。平成29年度は、熊本地震からの復旧復興と、未来を拓く総括の年と位置づけ、熊本地震からの復旧復興を最優先に行い、合併後の町政運営を総括するとともに、将来の氷川町を展望した新たな視点を持ち、氷川町第1次総合振興計画の基本理念に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆様と協働しながら、安心して暮らせ、しあわせを実感できる持続可能な氷川町の実現に向けた、積極果敢な行政の展開を行ってまいり所存でございますので、より一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、1点目といたしましては、活力のある産業の振興であります。安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業である農業、商工業に活力がなくてはなりません。

農業振興策といたしましては、県南フードバレー構想との連携を図りつつ、足腰の強い持続可能な農業経営を図るため、各種生産組織及び営農組織を中核に、組織方農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた集落営農組織並びに担い手農家の育成を図ってまいります。地方創生、氷川町総合戦略に基づき、地方創生拠点整備交付金事業を活用いたしまして、農産加工研修センターの再整備を行い、販売に主眼を置いた商品開発と製造を目指してまいります。

農地集積加速化事業につきましては、既に農事組合法人として設立をしておりますアグリ吉野、野津南及びアグリ鹿島の取り組みを積極的に支援するとともに、協議を進めております南鹿野地区の合意形成を推進してまいります。

い業機械再生産支援事業も継続して実施することとし、い業関連機械の維持管理費を支援することにより、生産機械の長寿命化を図ります。なお、再生産されたい業収穫機ハーベスタの導入に伴い、新規事業として、い草畳表生産体制強化支援事業を創設をし、国が2分の1補助、残りを県・町・生産者がそれぞれ3分の1の負担をすることといたしました。このことによりまして、従来のハーベスタの購入と大体同額の負担で、生産者の皆様方の負担もすむということになるかというふうに思っております。

新規就農総合支援事業、熊本稼げる園芸産地育成対策事業及び鳥獣被害防止総合対策事業の国・県事業を積極的に活用し、新規就農者の支援、園芸作物農家の施設整備及び虫獣被害の防止を図ってまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、梨強化棚補助、柑橘類のマルチ資材補助、トマトの病害対策、露地野菜の病害虫対策、いちご品質向上対策、葉タバコ黄斑えそ病対策、牛予防ワクチン接種補助などの7つの事業を展開をいたします。

また、継続事業といたしまして、経営所得安定対策事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく農産物販売戦略強化対策、い草畳表生産体制緊急対策事業、農産物輸出促進事業をはじめ農地の利活用調整、利活用状況の調査等の農業委員会の機能充実に支援する機能集積支援事業、及び耕作放棄地解消緊急対策事業に取り組むことといたしております。

農業経営の安定化と農家の負担の軽減を目的といたしました農業収入安定化事業につきましても、共済掛金の補助率、要項どおり50%の補助をするということで予算化をしているところであります。

水産基盤整備交付金事業では、アサリ・ハマグリ稚貝の放流及び漁場の耕運を継続して実施をしてまいります。

農業基盤整備促進事業といたしまして、老朽化した農業用排水路の改修、沖塘排水機場のゲート開閉装置の整備と蓄電池更新を行うとともに、氷川大堰改修事業、和鹿島地区海岸保全事業、国営造成施設管理体制整備促進事業を、氷川町土地改良区と連携をして実施をしてまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、現在17地区で取り組まれておりますが、さらなる取り組み拡大を推進してまいりたいと考えております。

竜北地区の排水対策につきましては、県営湛水防除事業で既に着手をされており、熊本県とともに事業の推進に努力をしてまいります。

地籍調査事業につきましては、熊本地震によります基準点の調査結果まだでっておりません。その結果を踏まえ、今後の方針を決定してまいりたいというふうに考えております。

商工業振興策といたしましては、継続して創業支援、事業所等整備促進事業を推進をし、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗リフォーム、及び機械器具等の更新について支援をしてまいります。

同じく継続事業といたしまして、若手後継者や創業予定者の経営力向上に向けたソフト面の支援を行うため、若手後継者等育成特別推進事業を推進をいたします。住宅リフォーム促進事業並びに災害復旧住宅リフォーム促進事業を継続して実施をいたします。被災者の支援及び中・小建設業者の支援と空き家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業の振興を図ります。

ネット通販販路拡大事業、地域資源活用等特産品開発販路拡大事業を販売戦略として位置づけ、商工会補助金とともに雇用の確保、商工会の活用の支援と商工業者の経営革新を支援をしてまいりたいというふうに考えております。

企業誘致活動につきましては、県企業立地課と連携を図りながら、その実現に向け積極的に活動してまいります。

スマートインターチェンジのアクセス道路が全線開通したことによりまして、今、工業用地注目をされておりました、幾つかの問い合わせもあっているというふうに聞いておりました、県とそれから地権者であります元旦ビューティ様とともに、この企業誘致活動を進めていきたいというふうに考えております。

町単独のプレミアム付き商品券の発行につきましても継続して実施をしてまいります。町内における購買力の向上を目指すところであります。

立神峡公園、まちづくり酒屋、竜北公園につきましては、氷川ツーリズム事業の1つとして、その資源として位置づけ、相互に連携を図りながらその活用を図ることといたしております。

氷川まつり・梨マラソン大会・ヘラブナ釣り大会など各種イベントにつきましても、参加者増加への工夫を行うとともに、氷川町PR用ビデオを作成をいたしましたので、町外からの交流人口を増やし、地域経済の活性化につなげてまいりたいというふうに思っております。

2点目に、安心して暮らせる福祉のまちづくりであります。生活の安定は健康づくりという視点から、疾病の早期発見、早期治療を促進をし、町民の皆様の健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防健診事業をさらに強化、推進することとし、昨年度から保健師及び管理栄養士等を健康センターに移し、執務をさせておりますが、町民の皆様方の健康相談及び保健指導の利便性の向上に役立っております、今後も健康づくりの拠点施設として、さらなる工夫と活用を図ってまいります。

昨年度締結をいたしました在宅医療と介護に関する協定を具現化するため、八代

市氷川町及び八代市八代郡医師会により、それぞれ職員の派遣を行い、八代地域在宅医療介護連携支援センターを設置をし、在宅医療介護の連携を図る包括的な支援事業の拠点施設として位置づけ、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。また、平成30年度から平成32年度までの3カ年の事業指針となります、第7期氷川町介護保険事業計画を策定をいたします。

社会福祉協議会が実施をしておりますデイサービス事業につきましては、昨年度から竜北福祉センターに一本化をして実施をしておりますが、混乱もなく円滑に実施をされており、今後も介護職員を集中的に配置することにより、サービス内容と利用者への対応をさらに充実をさせてまいります。

40歳、50歳、60歳を対象とした人間ドック受診費用、40歳から60歳の5歳きざみの方を対象に、乳がん検診及び大腸がん検診等、20歳から40歳までの5歳きざみの女性を対象とした子宮頸がん検診の無料化を継続実施をいたします。

特定健診事業につきましても若干受診率が上がっておりますが、目標の受診率60%までにはまだまだほど遠い状況でございます。これからもしっかりその受診率アップに努めてまいりたいというふうに考えております。

少子化及び定住促進対策として、継続して医療費の無料化を中学校3年生までを対象年齢とし、子育て世帯の支援を図ってまいります。

昨年度創設をした少子化等定住促進対策としての、すこやか赤ちゃん出産祝金支給事業を継続して実施をいたします。

インフルエンザ予防接種につきましても、65歳以上及び1歳から15歳を対象に、助成を継続して実施をすることといたしております。

また、子育て世代の母親の精神的、身体的負担を軽減するため、産前産後ホームヘルプ事業を継続して実施をいたします。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障害者住宅改造助成事業をはじめ、障害者自動車運転免許取得車両改造事業及び難聴時補聴器購入助成事業等々につきましても、継続して実施をしております。特にいきいきサロン事業につきましては、現在33地区で実施をされておりますが、ぜひ町内39地区、全地区で開催されますよう、これからも積極的にその推進を図っていききたいというふうに考えております。

氷川町国民健康保険財政健全化計画に基づき、国民健康保険事業の円滑な運営に努めてまいります。臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）につきましては、平成29年4月から平成31年9月までの2年6カ月分を平成29年度で支給すること

となっておりまして、その事務を執行してまいります。

氷川町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえ、氷川町社会福祉協議会の改革と、行政、民間施設、医療機関との連携を図り、地域で支える医療・介護・福祉の環境づくりを進めてまいります。さらに医療費の抑制と疾病予防を行うため、住民健診、健診率の向上と管理栄養士を活用し、保健予防活動をさらに充実し、強化をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目に、人を育む教育の振興でございます。新規の事業といたしまして、老朽化いたしております竜北東小学校、並びに竜北西部小学校のプールの改修を考えております。現在実施設計ができ上がってきました。その精査をしたうえで、6月議会に工事費を計上したいというふうに考えております。

継続事業といたしまして、町内小・中学校にICT機器、電子黒板、タブレット等の普及及びICT支援員を1名増員し、2名体制で学習支援を行うことで、教育環境を充実をし、魅力ある学校づくりと学力向上を図ります。

また、継続して県費教職員の指導主事としての本町へ今、配置をいただいておりますが、今後もぜひ継続して行いたいというふうに考えております。教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への指導助言とともに、本町の教育の特色でありますコミュニティスクール等の取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。全小・中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援事業及び、地域ぐるみで学校運営を支援します学校支援地域本部事業も継続して取り組んでまいります。特に要支援児童生徒支援員につきましては、1名増員をし、本年度は11名体制で支援をしてまいりたいというふうに考えております。

学校給食における地元食材の活用を図るための助成、並びに各学校の図書購入費につきましては、継続して助成を行い、学校施設補修と教材備品の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して進めてまいりたいというふうに考えております。

小学校部活動の社会体育移行につきましては、昨日も申し上げましたとおり、町の基本方針を示して協議を重ねておりますが、一部のクラブ活動では、本年4月から移行されるということが決まっておるようでございます。その部活動を参考にしながら、平成30年度の完全実施に向け、さらに協議を進めてまいります。

幼児期における質の高い保育教育を支援するための子ども子育て支援事業計画並びに次世代育成支援対策行動計画が策定されております。その計画に基づく事業を実行をし、すべての子どもと子育て家庭が、安心安全、健康に暮らせる町を目指してまいります。

八火図書館も多くの町民の皆様方にご利用をいただいておりますが、今後も蔵書

数を増やすとともに、本施設を中核として学校図書館との連携を図りながら、積極的に図書活動を実施をしてまいります。

氷川町公民館並びに宮原歴史資料館が熊本地震により被災をしておりますので、その補修工事を行います。

屋内ゲートボール場及びクラブハウスの外装が劣化をしておりますので、改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

国指定史跡であります野津古墳群並びに大野窟古墳の保存、管理と活用につきまして、現在研究協議を行っております。平成29年度内には報告書ができるものというふうに思っております、その報告書に基づく今後の管理計画を進めてまいりたいというふうに考えております。併せまして、熊本地震で被災をしております大野窟古墳石室の被害状況調査を行うとともに、復旧計画の検討を行います。

氷川町体育協会並びに総合型地域スポーツクラブ、氷川スポーツクラブの組織の強化と会員の拡大を目指して、相互の連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行います。

4点目は、安全で快適な生活環境のまちづくりを進めてまいります。総合振興計画、地区別計画に基づき、実施計画及び用地取得を進めてまいりました新村中塘公園の整備を行います。

地球環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指して、太陽光発電施設等の費用助成を行うとともに、住宅用新エネルギー等導入促進事業を継続して取り組んでまいります。

生ごみ減量化を目指しました電気式生ごみ処理器導入助成につきましては、本年度、平成28年度は利用がございましたが、今後も継続して実施することといたしております。町民の皆様への意識の醸成と、具体的な啓発活動を積極的に推進をし、できるだけこの生ごみの減量化を進めてまいりたいというふうに考えております。

海洋環境保全に資するとともに、河川環境保全への波及効果を目指して、継続いたしまして海岸漂着物及び漂流海底ごみの回収処理事業を実施いたします。

八代市が建設予定の新たな環境センターでの広域処理につきましては、現在、氷川町、八代市、生活環境事務組合の三者による協議を実施しております。定款変更を見据えたさらに踏み込んだ協議を重ねてまいりますので、議員各位におかれましてもぜひ一緒にご議論をいただき、歩調を合わせて進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

防災・防犯対策といたしましては、熊本地震の発生を踏まえて、一部見直しをいたしました氷川町地域防災計画に基づく対応を徹底するとともに、新たに15地区

において地区別防災計画を策定をしてまいります。

防災行政無線デジタル化の実施計画書に基づき、計画的に整備を進めるとともに、既に整備をした防災備蓄倉庫におきます災害対応資機材及び、食糧等の備蓄を計画的に増やしてまいります。

八代広域行政事務組合消防分署建設基本計画に基づきます、鏡消防署氷川分署の建設を平成29年度で行います。併せまして、同敷地内に氷川町の防災備蓄倉庫も併せて新築をする予定といたしております。消防団及び自主防災組織を中核とした地域防災体制の充実と、地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、機能的な組織づくりを目指してまいります。特に消防団につきましては、団員の確保に努めるとともに、消防活動資機材及び施設整備を行い、活動環境の充実と改善を図ります。

下水道事業につきましては、竜北地区の事業について施設整備の最終年度となりますので、財源の確保と適正な事業の進捗を図るとともに、宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に向け、維持管理計画の策定とともに、関係機関との協議を進めてまいります。

集落内の道路河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画と各地区からの要望との整合性を図りつつ、社会資本整備総合交付金と国・県の事業を積極的に活用をしながら、優先順位をつけて整備を行うことといたしております。

また、大野交差点の改良並びに本山地区の県道改良につきましては、熊本県が現在実施主体となって事業を進められております。町といたしましても用地交渉等連携協力して、事業の円滑化を図ってまいります。

町が管理します既設の橋梁につきましても、それぞれ橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけて整備を行っているところでありまして、本年度も予算の範囲内で改良工事を行います。

町内の住宅・建物等の安全性の確保と耐震性の向上を図るため、住宅建物耐震改修促進計画に基づき、個別住宅の耐震診断並びにアスベスト調査分析事業、本年度活用がございましたが、平成29年度も実施をしてまいります。

また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化しております町営住宅の整備について、その具現化のための協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

定住促進施策の一環として、継続事業といたしまして、空き家バンクに登録した空き家リフォーム助成、引っ越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、空き家店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより、県内外から移住者の受け入れを行う移住定住促進プログラム事業を本年度も実施をいたします。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。これまで申しておりますとおり、行政運営には必要性、計画性、実効性、継続性、創造性が重要と考えております。平成30年度以降の第2次氷川町総合振興計画の策定業務に着手をいたしております。平成29年度で計画策定の予定でございますが、総合計画策定審議会委員に公募による委員を選任するとともに、パブリックコメントを募集をし、町民の幅広い意見を反映した計画の策定を目指してまいります。町行政のすべての事務事業の評価を行いましたので、評価結果を精査をし、今後の効率的な行政運営と適正な人事管理の構築を図ります。

住民主役のまちづくりを進めていくうえでは、町民の皆様方との対話と協調が重要であります。町政懇談会の方法を平成28年度で少し変更いたしました。今後もこの懇談会のやり方につきましては、区長様方とご相談をし、工夫を行ったうえで、それぞれ情報を共有する必要があるがございますので、できる限りの情報提供にも努めてまいりたいというふうに考えております。堅実な行財政運営を行うためにも、行政改革プランの進捗状況をしっかりと確認をし、暫時必要な見直しを図りつつ、その計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、次期計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、効率のよい機能的な行政組織とするため、今後の公共施設の管理運営計画を現在策定中であります。その計画に基づきまして、原動力であります役場機構それぞれの改革、あるいは職員の能力開発に尽力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、友好町であります大空町との友好関係も大切にしていまいりたいというふうに考えております。人材交流及び物産の相互交流を活発にし、友好の絆を深めてまいりたいというふうに考えております。

氷川町未来まちづくり政策研究会では、地域連携協定を結んでおります同志社大学をはじめ、宮崎大学、その他大学との連携をさらに強化をし、調査研究並びに政策提言が行われておりますので、今後もそれぞれのテーマに基づいて、調査研究を進めていただきたいというふうに考えております。

以上、5つのまちづくり戦略を掲げ、平成29年度の町政運営の基本方針として、熊本地震からの復旧復興を最優先に置きつつ、安心して暮らせ、しあわせを実感できる持続可能な氷川町の創造を目指して、全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、より一層のご支援とご協力をよろしくお願いをいたします。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定及び一部改正14件、平成28年度一般会計並びに特別会計補正予算5件、平成29年度一般会計及

び特別会計予算 6 件、平成 27 年度一般会計並びに特別会計決算の認定 6 件でございます。

議案第 2 号は、関係法の一部改正に伴い、氷川町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

議案第 3 号は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 4 号は、地方公務員の育児休業に関する法律の改正及び人事院規則の改正に伴い、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号は、人事勧告に準じた氷川町一般職の職員の給与改定、及び新たな委員の追加等に伴い、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号は、人事院勧告に伴い、期末手当の支給率を引き上げるため、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号は、人事院勧告に基づく給与改定を行うため、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 8 号は、氷川町総合振興計画名称と審議会の名称の整合性を図るとともに、審議会の構成員を変更するため、氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 号は、関係法の一部改正に伴い、氷川町税条例の一部を改正するものであります。

議案第 10 号は、地域福祉計画を変更するにあたり、福祉関係者の意見を反映させるため、氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例を制定するものであります。

議案第 11 号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、氷川町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号は、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第 13 号は、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る、介護予防のための効果的に支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号は、所得税法の一部改正による関係法の一部改正に伴い、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第 15 号は、平成 28 年熊本地震により被災をした国民健康保険税の納税義務者に対して行った軽減及び免除の特例の適用期間を延長するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第16号から議案第20号までは、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので、補正をお願いするものでございます。

議案第21号は、平成29年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億5,729万7,000円とするものであります。歳入面では、個人町民税、固定資産税、町たばこ税の伸びが見込まれるため、町税が前年度より1,543万円の増額といたしております。国・県支出金も合わせて8,492万円の増額と見込みました。地方交付税は2,000万円の減額を見込み、町債は前年度より2億5,870万円の増額といたしました。目的事業の補填として、財政調整基金からの繰り入れは、前年度より1億4,071万円の増額としたところであります。

歳出では、前年度に比べ総務費で2,332万円の減額とし、民生費6,122万円、衛生費8,795万円、農林水産業費7,668万円、商工費3,300万円、土木費1,123万円、消防費1億1,268万円、教育費2,725万円、公債費5,470万円の増額といたしました。総額では、対前年度7.12%の増としたところであります。

議案第22号は、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ24億2,986万2,000円とするものであります。歳入の主な予算として、国民健康保険税4億94万1,000円、国庫支出金5億6,477万9,000円、前期高齢者交付金5億2,206万1,000円、県支出金1億2,136万9,000円、共同事業交付金5億5,967万7,000円、繰入金2億575万4,000円であります。

歳出の主な予算は、保険給付費14億3,959万4,000円、後期高齢者支援金等2億4,173万3,000円、介護給付金1億515万9,000円、共同事業拠出金5億8,913万7,000円であり、対前年度0.4%の減といたしました。

議案第23号は、平成29年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ15億2,109万7,000円とするものであります。歳入の主な予算として、保険料2億7,484万6,000円、国庫支出金3億9,343万1,000円、支払基金交付金4億875万9,000円、県支出金2億1,097万円、繰入金2億3,001万円で、歳出の主な予算は、保険給付費14億729万5,000円、地域支援事業費8,854万3,000円でございます。対前年度比1.74%の増といたしました。

議案第24号は、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまし

て、歳入歳出総額それぞれ１億５，９０７万円とするものであります。歳入の主な予算といたしまして、後期高齢者医療保険料１億４３７万円、繰入金５，１０８万円でございます。歳出の主な予算は、後期高齢者医療広域連合納付金１億５，５２９万６，０００円でございます。対前年度比４．８３％の増といたしました。

議案第２５号は、平成２９年度氷川町下水道事業特別会計予算でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ４億６，２０５万２，０００円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、使用料及び手数料１億２，７９３万２，０００円、繰入金３億７８６万２，０００円で、歳出の主な予算は、公共下水道事業費１億９，３０１万２，０００円、公債費２億６，６２０万２，０００円でございます。対前年度比４１．２８％の減であります。

議案第２６号は、平成２９年度氷川町宅地開発事業特別会計予算でありまして、歳入歳出総額をそれぞれ４４３万８，０００円とするものであります。歳入の予算といたしましては、繰入金４３８万８，０００円、歳出の主な予算は、公債費４３８万８，０００円でございます。対前年度比５１．４２％の減であります。

認定第１号から認定第６号までは、平成２７年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する証書を添付をし、再度認定に付すものでございます。

以上、施政方針並びに提案理由の説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議のうえ、円満なるご決定をいただきますようお願いを申し上げます。施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（片山裕治君）　しばらく休憩をとります。１０分間、５５分から開会します。

—————○—————

休憩　午前１０時４６分

再開　午前１０時５４分

—————○—————

○議長（片山裕治君）　休憩前に引き続き再開いたします。

これから、認定第１号から順次詳細説明を求めます。

企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君）　それでは、認定第１号から第６号まで、平成２７年度氷川町一般会計歳入歳出決算及び５つの特別会計歳入歳出決算の認定について、まとめてご説明申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもの

でございます。9月、12月議会に上程いたしまして、主な決算の概要を説明いたしましたので、今回、協議会、定例議会で認定していただくものでございます。

以上で、平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を終わらせていただきます。

○議長（片山裕治君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは、議案第2号をご説明いたします。氷川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第6条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例を一部改正する必要があるためでございます。

改正の内容につきましては、第1条は、現行条例でございます。

第2条は、施行条例でございますが、いずれも法律の改正に伴い、法律から引用する条項の所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号をご説明いたします。氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正により、条例を一部改正する必要があるためでございます。新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の3分の2ページをお願いいたします。第15条第1項関係につきましては、介護休暇の改正でございます。介護休暇は、これまでは要介護者が介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する6月を超えない期間内において取得できましたけれども、通算で6月を超えない期間内で3回まで取得できるようにするものでございます。第15条第2項関係は、介護時間の新設でございます。連続する3年の期間内に、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる休暇です。法律の改正に併せて条例を改正するものでございます。

次に、議案第4号をご説明いたします。氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員の育児休業に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、条例を一部改正する必要があるためでございます。法律及び規則の改正により、育児休業に係る子の範囲拡大及び非常勤職員の育児休業取得要件が緩和されました。また、部分休業と育児時間、または介護時間を同時に取得する場合は、その合計時

間が2時間を限度とするように改正するものでございます。

次に、議案第5号をご説明いたします。氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成28年人事院勧告による一般職の職員の給与改定及び特別職の職員の期末手当の支給率の引き上げに伴い、議会議員の期末手当の支給率を引き上げるとともに、氷川町振興計画策定審議会委員の名称変更、及び氷川町地域福祉計画策定委員を新たに追加するため、条例を一部改正するためでございます。

第1条は、平成28年12月1日に遡及適用するもので、議会議員の12月の期末手当支給率を0.1カ月分引き上げるものでございます。

第2条は、平成29年4月1日適用で、議会議員の6月の支給率を0.05月分引き上げ、第1条で改正する12月の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。また、選挙管理委員会委員長の誤字、振興計画策定審議会委員の名称変更、新たに地域福祉計画策定委員を設置するために改正するものでございます。

次に、議案第6号をご説明いたします。氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成28年人事院勧告に伴い、期末手当の支給率を引き上げるため、条例を一部変更する必要があるためでございます。改正内容は、議案第5号の議員期末手当の改正と同じく、期末手当の支給率を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、議案第7号をご説明いたします。氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成28年人事院勧告に基づく給与改定を行うため、関係条例を整理する必要があるためでございます。改正内容は、平成28年の人事院勧告のポイントとして、人事院が行った職種別民間給与実態調査から月例級の平均0.2%の引き上げ、特別級、これは勤務手当になりますが、特別級の支給率の0.1月分引き上げ、及び配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、配偶者を扶養家族とする職員の割合が減少傾向にあることから、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額し、それにより得られる原資を子に係る手当に配分するとなっております。国家公務員に準じた人事院勧告を完全実施するために所要の改正を行うものでございます。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君） 議案第8号、氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、氷川町総合振興計画の計画名称及び審議会の名称の整合性を図るため、及び審議会の構成メンバーを追加し、一部改正するものでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。題名及び第1条中の氷川町振興計画策定審議会を氷川町総合振興計画策定審議会へ改めるものでございます。第2条中の振興計画を総合振興計画へ改めるものでございます。第3条中に、各種団体の代表者を追加するものでございます。なお、学識経験を有する者及びその他町長が適当と認めるものについては、一般公募を行うために定めるものでございます。第7条中の総務振興課を企画財政課に改めるものでございます。

以上で、議案第8号、氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 税務課長、岩本博美君。

○税務課長（岩本博美君） 議案第9号、氷川町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。氷川町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法、及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令がそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が公布され、原則として公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることとされたことに伴い、氷川町税条例等の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容といたしましては、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称する規定の整備、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長、法人税割の税率引き下げ、及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う、施行期日の変更等でございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第10条、氷川町地域福祉計画策定委員会設置条

例の策定についてご説明いたします。氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画を変更するにあたり、社会福祉に関する活動を行うものの意見を反映するために、必要な策定委員会を設置するため条例を制定する必要がある、ご提案するものです。

氷川町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向性を定めたものです。その計画の策定変更にあたり、調査、審議、町長に意見を述べる機関として委員会が担う協議事項、運営に関する事項等を規定し、計画策定、変更に関しての適正化を図るために条例を制定するものでございます。

次に、議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、介護保険施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要があるためです。

改正の内容といたしましては、介護保険制度において、第1号被保険者の介護保険料を9段階に分けて算出しているところですが、その判定に所得をはかる指標として、合計所得金額を用いております。この合計所得金額は、土地を譲渡した際に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないため、土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がございます。今回の改正により、保険料の判定に現行の合計所得金額等から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができるようになり、被保険者の負担の軽減につながるものです。

次に、議案第12号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要があるためでございます。主な改正内容といたしましては、要介護1以上の利用定員18名以下の小規模

の通所介護事業者を、地域密着型サービス事業所へ指定する際の権限を県から町へ移行されたことにより、指定された事業所は、行政職員や地域住民が参加する運営推進会議を設置し、6カ月に1回以上開催したうえで、必要な要望や助言を受け、地域に根付いたサービスの提供、仕組みづくりを行うというものになっております。

続きまして、議案第13号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要があるためです。

改正内容といたしましては、介護予防給付費である要支援1、2の認定を受けられている方が受けるサービスにつきましても、利用定員18名以下の小規模の通所介護事業所を地域密着型サービス事業所へ指定する際の権限を、県から町へ移行されたことによる条例改正になるものです。

次に、議案第14号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。説明前に資料の訂正をお願いいたします。資料中3ページ目、新旧対照表をご覧ください。3分の1ページという表示がうってあります新旧対照表中、改正後（案）の下から3行目、48万円というところに下線部を引いてありますが、この48万円を49万円に訂正をお願いいたします。

それでは、改めてご説明をさせていただきます。氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、国民健康保険施行令の一部改正及び所得税法等の一部を改正する法律による、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるためです。

改正内容といたしましては、第1条において、国民健康保険税の均等割額、平等割額を軽減する所得判定要件基準を緩和するもので、5割軽減の基準について26万5,000円を27万円に、2割軽減の基準について、48万円を49万円に改めるものです。また、第2条において、住民税では、分離課税となる国内居住者の事業所得の中で、外国に設立された団体等の所得として取り扱われる配当所得、利

子所得等の特例適用利子等、特例適用配当等を国民健康保険税では特例を設け、所得割額算定及び軽減判定に用いる総所得に含めるというものでございます。

次に、議案第15号、氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、平成28年熊本地震により被災した国民健康保険税の納税義務者に対して行った、国民健康保険税の軽減及び免除の特例期間を延長するため、条例の一部改正する必要があるためです。改正内容といたしましては、減免特例条例期限を平成29年9月30日まで延長するものです。

以上で、健康福祉課関連の条例制定についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、議案第16号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。補正予算をご覧いただきまして、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6億1,661万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億162万1,000円とする補正予算でございます。

補正の主に大きなものといたしましては、地方創生に係る地方創生拠点整備交付金及び障害者福祉費の扶助費、障害福祉サービス費等でございます。ほかには減額補正が主なもので、増減額の大きな項目、新規の事業等を中心に説明したいと思いますので、省略する項目がありますのでご了承願いたいと思います。

まず、繰越明許費から説明いたします。6ページをご覧ください。10款、総務費、10項、戸籍住民基本台帳費は、通知カード、個人番号カード事務交付金事業の96万4,000円につきましては、年度内に事業が完了しないため繰り越しするものでございます。20款、衛生費、10項、清掃費は、熊本地震に伴う災害等廃棄物処理事業の6億94万円につきましては、年度内に完結する見込みがないため繰り越しするものでございます。25款、農林水産業費、5項、農業費は、被災農業者向け経営体育成支援事業の6億9,698万2,000円につきましても、年度内に完結する見込みがないため繰り越しするものでございます。地方創生拠点整備、農産加工研修センター改修事業の8,034万円につきましては、国の補正予算で事業執行期間がないため繰り越しするものでございます。団体営農業農村整備

事業の211万8,000円につきましては、交付金の決定が遅れ、事業執行期間がないため繰り越しするものでございます。30款、商工費、5項、商工費は、住宅リフォーム等促進事業災害復旧分1,000万円につきましては、被災した一部損壊住家が年度内に修繕の完了する見込みがないため繰り越しするものでございます。35款、土木費、5項、土木管理費では、氷川町耐震改修促進計画見直し事業の451万円につきましては、事業を進める中で県との調整に期間を要し、事業の年度内に完了する見込みがないため繰り越しするものでございます。10項、道路橋梁費では、道路路面性状調査等の事業の80万円につきましては、交付金の決定が遅れ事業執行期間がないため、また、町道八間川氷川堤防1号線道路改良事業の1,314万円、町道川上立神線道路改良事業の2,449万5,000円につきましては、調査等を行う中で、地区と関係者との協議に期間を要し、事業の年度内の完了が見込めないため繰り越しするものでございます。町道氷川中南線道路改良事業の650万円につきましては、関係機関等との協議に期間を要し、事業執行機関がないために繰り越しするものでございます。50款、災害復旧費、10項、公共土木施設災害復旧費、道路施設等災害復旧事業の1,343万5,000円につきましては、事業に係る調査等を進める中、関係機関との協議に期間を要し、事業執行機関がないため繰り越しするものでございます。

次に、7ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。変更でございます。災害援護資金貸付金利子補給につきましては、限度額の変更で1,716万2,000円を224万2,000円とするものでございます。一般健診業務委託料、人間ドックにつきましては、限度額の変更で963万9,000円を1,032万円にするものでございます。

8ページ、地方債の補正をご覧ください。1、民生債、補正前の限度額を変更するものでございます。1億3,900万円、補正後が1,850万円、2、衛生債5億1,590万円、補正後4億4,880万円、3、農林水産業債5,260万円、補正後6,540万円、4、土木債1億3,560万円、補正後1億3,230万円、5、消防債6,810万円、補正後6,500万円、6、教育債550万円、補正後530万円、7、災害復旧債4,010万円、補正後3,260万円とするものでございます。

歳入予算の概要を説明申し上げたいと思います。11ページをご覧ください。5款、町税、20項、目の町たばこ税1,200万円の増額補正でございます。

13ページをご覧ください。45款、5項、5目の地方交付税、10節、特別地方交付税1億円の増額補正でございます。

15ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10節、障害者支援給付費負

担金760万円につきましては、負担金の決定に伴い補正するものでございます。

16ページをご覧ください。5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の地方創生拠点整備交付金3,622万1,000円につきましては、地方創生事業に伴う地方創生拠点整備事業、加工研修センターの改修事業に係るもので、交付申請の内定により補正するものでございます。

17ページでございます。70款、10節、障害者支援給付費負担金380万円につきましては、国庫支出金で申し上げましたが、県負担分を補正するものでございます。

19ページをご覧ください。10項、県補助金、5節、農業費補助金の1億7,904万6,000円の減額につきましては、交付金及び事業費補助金の事業費確定等により補正するものでございます。

22ページをご覧ください。85款、繰入金、5節、財政調整基金繰入金2億円の減額につきましては、基金の取り崩しを予定していましたが、交付税やその他歳入増額等があり、基金を取り崩す必要がなくなったものでございます。90款、5項、5目の繰越金、5節、前年度繰越金5,291万円の減額につきましては、歳出に併せて補正するものでございます。

23ページをご覧ください。95款、諸収入、20項、5目、5節の雑入につきましては、市町村振興協会交付金の決定に伴い、390万6,000円を主に補正するものでございます。99款、5項、町債、10節、災害援護資金貸付金の1億2,050万円の減額につきましては、実績に伴い補正するものでございます。10目、衛生費、20節、災害対策債の6,710万円の減額につきましては、平成28年度対象事業費の確定に伴い補正するものでございます。なお、残事業分につきましては、平成29年度事業として対象とするものでございます。15目、農林水産業債、5節、公共事業等債の2,920万円につきましては、県営事業の執行がなかったため補正するものでございます。10節、一般補助施設整備等事業費債の農産加工研修センター改修事業3,620万円につきましては、地方創生拠点整備交付金事業に伴うもので補正するものでございます。

24ページをご覧ください。15節、合併特例債の610万円につきましては、県営竜北地区湛水防除事業に伴うもので、補正するものでございます。35目、災害復旧債、5節、補助災害復旧事業債の800万円の減額につきましては、農業施設等災害復旧事業660万円、公共土木施設災害復旧事業140万円の事業費確定に伴い、補正するものでございます。10節、単独災害復旧事業債の主なものとしたしましては、公共土木施設災害復旧事業債の440万円につきましては、起債対象経費と見込まれるため、補正するものでございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明申し上げたいと思います。26ページをご覧ください。5款、5項、5目の議会費、9節、旅費の257万9,000円の減額につきましては、特別旅費、議員の視察研修が中止になったため、及び執行残による補正でございます。

27ページでございます。10款、総務費、5項、総務管理費、2節、給与の1,200万円の減額、3節、職員手当等697万2,000円の減額、4節、共済費810万円の減額、7節、賃金の760万円の減額につきましては、執行残により補正するものでございます。

31ページをご覧ください。30目、電子計算費、13節、委託料の360万7,000円の減額及び14節、使用料及び賃借料の414万9,000円の減額につきましては、執行残により補正するものでございます。

38ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、13節、委託料の氷川町地域福祉計画策定業務委託料448万2,000円の減額につきましては、熊本地震に伴い事業の執行ができなかったため補正するものでございます。19節、負担金補助及び交付金の949万2000円の減額につきましては、臨時福祉給付金、年金生活者等支援の補助金交付確定に伴い、1,491万円の減額、簡素な給付分対象者数の見込み増による300万円、及び社会福祉協議会運営費補助金、熊本地震に伴う職員の時間外手当分242万4,000円を補正するものでございます。21節、貸付金の1億2,050万円の減額につきましては、災害援護資金貸付金の実績に伴い補正するものでございます。

39ページでございます。23節、償還金利子及び割引料の382万6,000円につきましては、平成27年度臨時福祉給付金事業費及び事務費の実績に伴い返還金が必要になったため補正するものでございます。

40ページをご覧ください。15目、障害者福祉費、20節、扶助費につきましては、主なものとしたしまして、障害福祉サービス費等が不足する見込みがありますので、1,500万円を補正するものでございます。

41ページでございます。10項、児童福祉費、15目、保育所費、19節、負担金補助及び交付金の1,000万円の減額につきましては、保育施設給付費補助金の事業実績に伴い補正するものでございます。

42ページをご覧ください。15款、民生費、20項、5目の災害救助費、18節、備品購入費の221万2,000円の減額につきましては、仮設住宅への物置設置の実績及び19節、負担金補助及び交付金の378万6,000円の減額につきましても、住宅応急修理補助金の実績に伴い補正するものでございます。

43ページから44ページにかけてご覧いただきたいと思いますが、20款、衛

生費、13節、委託料の515万円の減額につきましては、検査委託料、歯の祭典委託料の実績に伴う補正するものでございます。20目、環境衛生費、19節、負担金補助及び交付金の433万2,000円の減額につきましては、合併浄化槽整備事業補助金283万2,000円、住宅用新エネルギー等導入促進事業費補助金150万円、実績に伴い補正するものでございます。

45ページをご覧ください。10項、清掃費、5目、塵芥処理費、13節、委託料の1億3,601万8,000円の減額につきましては、熊本地震災害廃棄物処理委託料、実績に伴い1,595万9,000円の減額及び損壊家屋解体撤去委託料、平成28年度分事業査定による1億1,999万9,000円の減額が主に補正するものでございます。

46ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金につきましては、損壊家屋解体撤去費用補助金、個人が解体した住家分でございますが、平成28年度事業査定により増額、487万4,000円を主に補正するものでございます。

47ページでございます。25款、農林水産業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金の7,754万3,000円の減額につきましては、経営体育成支援事業補助金4,200万円、強い農業づくり補助金、平成28年度熊本地震被災施設整備等対策、吉野選果場と西部カントリー分でございますが、1,837万8,000円、ほか9の事業費の実績により減額補正するものでございます。

続きまして49ページから50ページにかけてでございますが、30目、農産加工研修センター費、13節、委託料の655万1,000円につきましては、地方創生交付金を利用した地方創生拠点整備交付金の申請で、内定により加工研修センターを改修するための実施設計業務委託料455万3,000円、改修工事の管理業務委託料199万8,000円、15節の工事請負費の5,700万円及び50ページの18節、備品購入費の1,618万9,000円、加工センターの増設部に係る備品の購入に伴うものを補正するものでございます。ちなみに、補助事業で国2分の1でございますが、地方負担分については、普通交付税措置があるということでございます。

51ページから52ページにかけてでございます。ご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工振興費、19節、負担金補助及び交付金1,700万円の減額につきましては、住宅リフォーム等促進事業費補助金の500万円、創業支援事業等整備促進事業費補助金200万円、住宅リフォーム等促進事業費補助金、災害復旧分で1,000万円の実績に伴い補正するものでございます。

54ページをご覧ください。35款、土木費、5目、道路橋梁総務費、13節、

委託料の 700 万円の減額につきましては、氷川町の路面整備の調査業務委託料で、社会資本整備総合交付金事業費の決定に伴い補正するものでございます。10 目、道路維持修繕費、15 節、工事請負費 669 万円の減額につきましては、町道北川反甫北鹿野線道路舗装補修工事ほか 3 路線の入札等に伴う執行残により補正するものでございます。15 目、道路新設改良費、13 節、委託料の 450 万円につきましては、氷川中南線用地測量業務委託料を補正するものでございます。15 節、工事請負費の 440 万円の減額につきましては、町道浄土線道路改良工事の 640 万円の減額、入札等に伴います執行残、及び氷川中南線道路改良工事 200 万円を補正するものでございます。

55 ページでございます。20 目、橋梁新設改良費、15 節、工事請負費の 446 万 8,000 円の減額につきましては、竹の下橋橋梁改築工事及び栄久橋 3 号橋梁改築工事の入札等に伴う執行残により補正するものでございます。

56 ページをご覧ください。20 項、下水道費、5 目、公共下水道費、28 節、繰出金 1,444 万 6,000 円の減額につきましては、下水道特別会計事業費の確定により繰出金を補正するものでございます。

63 ページをご覧ください。45 款、教育費、19 節、負担金補助及び交付金の 901 万 1,000 円の減額につきましては、町及び八代市中学校組合事業の確定に伴い補正するものでございます。

69 ページをご覧ください。50 款、災害復旧費、15 節、工事請負費の 340 万円の減額につきましては、平成 28 年度発生災害農業用施設復旧工事及び 10 項、5 目の公共土木施設災害復旧費、15 節、工事請負費の 513 万 3,000 円の減額につきましても、平成 28 年度発生災害公共土木施設復旧工事の入札等に伴う執行残により補正するものでございます。

70 ページをご覧ください。55 款、5 項、公債費、23 節、償還金利子及び割引料の 1,226 万 4,000 円の減額につきましては、借入の内容等を精査いたしましたところ、額が確定いたしましたので補正するものでございます。なお、71 ページから 73 ページまでの給与明細書及び 74 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと思います。

以上で、平成 28 年度氷川町一般会計補正予算（第 9 号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第 17 号、平成 28 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

平成 28 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり定

めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,767万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,248万1,000円とするものです。事業執行見込み等による減額補正が主な内容となります。

歳入歳出の主なものをご説明いたします。まずは歳出からご説明いたします。16ページをお開きください。10款、保険給付費、5項、療養諸費、10目、退職被保険者等療養給付費、19節、負担金補助及び交付金において、診療報酬を実績見込みから1,050万円減額するものです。10款、保険給付費、10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、19節、負担金補助及び交付金において、高額療養費を実績見込みから800万円増額するものです。

18ページをお開きください。11款、5項、後期高齢者支援金等、5項、後期高齢者支援金、19節、負担金補助及び交付金、支援金額が確定いたしましたので、690万4,000円を減額するものです。

19ページをご覧ください。20款、5項、5目、介護納付金、19節、負担金補助及び交付金において、介護納付金が確定いたしましたので、973万5,000円を減額するものです。25款、5項、共同事業拠出金、7目、保険財政共同安定化事業拠出金、19節、負担金補助及び交付金において、事業拠出金額が確定いたしましたので、2,937万9,000円を減額するものです。

20ページをお開きください。30款、5項、保健事業費、10目、保健衛生普及費、3節、職員手当等において任期付き職員の手当等の見込みにより、138万2,000円を減額するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページから9ページをお開きください。5款、5項、国民健康保険税、5目、一般被保険者国民健康保険税、5節、医療給付費現年課税分で2,800万円を減額するもので、主に震災の影響による現年課税分の減免額、約1,500万円、その他被保険者数の減少と税収納率の見込みによる減額を行っております。

10ページをお開きください。15款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、療養給付費等負担金、5節、現年分で4,177万8,000円を減額するもので、負担金の変更申請に伴う減額です。15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、財政調整交付金、10節、特別調整交付金で4,004万8,000円を増額するもので、主に震災減免分の補填等に伴う交付金の増額です。

11ページをご覧ください。20款、5項、5目、療養給付費交付金、5節、現

年分で909万円を減額するもので、交付額確定による減額になります。

12ページをお開きください。30款、5項、共同事業交付金、10目、5節、保険財政共同安定化事業交付金で2,321万5,000円を減額するもので、こちらも交付金の交付額確定による減額です。

次のページ、13ページをご覧ください。45款、5項、繰越金、10目、5節、その他繰越金で、4,771万8,000円を増額するものです。

14ページをお開きください。50款、諸収入、15項、雑入、10目、5節、一般被保険者第三納付金で、388万2,000円を増額するもので、交通事故等の第三者行為による納付金の増額です。

これで議案第17号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

引き続き、議案第18号、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,608万4,000円とするものです。

歳入歳出の主なものをご説明いたします。まずは歳出からご説明いたします。9ページをお開きください。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料において、法改正に対応するため介護保険システム改修委託料40万2,000円を増額するものです。5款、総務費、15項、10目、介護認定審査会費、8目、報償費において、審査会委員現任研修が地震により中止になったため、57万円を減額するものです。

10ページをご覧ください。10款、保険給付費、25項、5目、特定入所者介護サービス費等、19節、負担金補助及び交付金において、見込みによりサービス費等を65万9,000円増額するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページをお開きください。15款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、介護給付費負担金、5節、現年度分において交付確定により1,120万7,000円を減額するものです。20款、5項、支払基金交付金、5目、介護給付費交付金、5節、現年分848万7,000円を減額、10節、過年度分517万4,000円を増額するもので、いずれも交付額確定による増減になります。

7ページをご覧ください。25款、県支出金、5項、県負担金、5目、介護給付費負担金、5節、現年分において、1,531万6,000円を交付額確定により増額するものです。

これで、議案第18号、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

引き続き、議案第19号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ649万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,529万1,000円とするものです。

歳入歳出の主なものをご説明いたします。まずは歳出からご説明いたします。9ページをお開きください。10款、5項、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金補助及び交付金において、保険料収納見込額の減額と負担金確定に伴い649万2,000円を減額するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページをお開きください。5款、5項、後期高齢者医療保険料、5目、特別徴収保険料、5節、現年分において実績による見込みから、509万7,000円を減額するものです。

7ページをご覧ください。20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、5節、保険基盤安定繰入金において、負担金確定に伴い119万5,000円を減額するものです。

これで議案第19号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第20号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を、別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,447万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,850万7,000円とする補正でございます。

す。減額の主な理由といたしましては、下水道特別会計の収支決算の確定見込みと執行残によります減額補正であります。

歳出からご説明いたします。８ページをご覧ください。５款、公共下水道費、５項、公共下水道事業費、５目、総務管理費、８節、報償費７４万１,０００円を実績により減額補正するものです。１３節、委託料９６２万３,０００円は、上位計画である県の策定業務が熊本地震の影響で遅れておりまして、諸条件の設定ができないため減額補正するものです。なお、計画策定期限は次年度末となっていますため、事業計画策定業務の委託につきましては、平成２９年度当初予算に計上させていただきます。１９節、負担金補助及び交付金、水洗便所改造助成金は１７６万５,０００円を執行残により減額補正するものです。１０目、公共下水道維持費、１３節、委託料１０１万９,０００円は、汚泥処分業務委託料７６万７,０００円を含む執行残となります。

９ページをご覧ください。１４節、利用料及び賃借料は、宮原浄化センターの放流水を麓川へ排水している使用料でありまして、八代北部土地改良区の使用料の徴収事務の廃止により、当初予算に計上しておりませんでした。八代北部土地改良区より関係３地区への徴収事務の引継ぎがなされたため、使用料３６万５,０００円を補正するものです。

続きまして、歳入の説明に入ります。７ページをご覧ください。２０款、繰入金、５項、一般会計繰入金、５目、一般会計繰入金、５節、一般会計繰入金につきましては、収支決算の見込みにより１,４４４万６,０００円を減額補正するものです。

以上で、議案第２０号、平成２８年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君）　しばらく休憩を取ります。午後１時より再開いたします。

—————○—————

休憩　午後０時００分

再開　午後１時０１分

—————○—————

○議長（片山裕治君）　休憩前に続き再開いたします。

企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君）　議案第２１号、平成２９年度氷川町一般会計予算についてご説明いたします。

平成２９年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ66億5,729万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

7ページをご覧ください。第2表の債務負担行為でございます。表の1段目から一般健診業務委託（人間ドック分）につきましては、期間は平成30年度までで、限度額は1,032万円、土地改良施設維持管理適正化事業（第41期生）につきましては、期限は平成30年度から33年度までで、限度額は1,292万7,000円、中小企業利子補給につきましては、期限は平成30年度から34年度までで、限度額は300万円でございます。

8ページをご覧ください。第3表の地方債でございます。起債の目的は、1、総務債、限度額は1億9,000万円、2、衛生債、限度額は6,870万円、3、農林水産業債、限度額は1億1,620万円、4、土木債、限度額は1億7,670万円、5、消防債、限度額は7,360万円、6、教育債、限度額は1,470万円、7、災害復旧債、限度額は250万円でございます。起債方法、利率、償還の方法につきましてご覧いただきたいと思えます。

まず、歳入からご説明申し上げたいと思えます。9ページの事項別明細書をご覧ください。歳入合計は66億5,729万7,000円で、前年比4億4,246万6,000円、7.12%の増額でございます。主なものの内訳といたしましては、第5款、町税9億1,604万2,000円を計上しております。前年比1,543万9,000円の増を見込んでおります。第10款、地方贈与税6,700万円、前年比800万円の減額でございます。第15款、利子割交付金200万円、前年同額でございます。第20款、配当割交付金100万円、前年比50万円の増額でございます。第25款、株式等譲渡所得割交付金10万円、前年同額でございます。第30款、地方消費税交付金1億6,000万円、前年同額でございます。第35款、自動車取引税交付金1,000万円、前年同額でございます。第40款、地方特例交付金300万円、前年同額でございます。第45款、地方交付税26億9,000万円、前年比2,000万円の減額でございます。第50款、交通安全対策特別交付金180万円、前年比1万4,000円の増額です。第55款、分担金及び負担金5,115万円、前年比1,167万円の減額でございます。第60款、使用料及び手数料8,569万円、前年比155万9,000円の減額でございます。第65款、国庫支出金6億1,582万9,000円、前年比850万6,000円の増額でございます。第70款、県支出金7億146万7,000円、前年比7,642万2,000円の増額でございます。第75款、財産収入556万2,000

円、前年比62万8,000円の減額でございます。第80款、寄附金50万1,000円、前年比30万1,000円の増額でございます。第85款、繰入金6億5,165万8,000円、前年比1億4,071万8,000円の増額でございます。第90款、繰越金3,277万円、前年比1,787万5,000円の減額でございます。第95款、諸収入932万8,000円、前年比159万8,000円の増額です。第99款、町債6億4,240万円、前年比2億5,870万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。新規事業を中心に説明させていただきたいと思っております。43ページをご覧ください。10款、総務費、10目、財産管理費、13節、委託料で、固定資産税台帳システム更新サポート委託料102万6,000円及び14節、使用料及び賃借料の固定資産台帳システム利用料の146万9,000円につきましては、平成28年度で整備いたしました新公会計基準に対応した固定資産台帳データを更新するため、及び管理するための費用を計上いたしております。

46ページをご覧ください。13目、振興局費、19節、負担金補助及び交付金の住民主役のまちづくり補助金650万円及び空き家バンク促進補助金600万円につきましては、昨年度に引き続き同額で計上いたしております。

47ページでございます。15目、企画費、13節、委託料につきましては、平成28年度、29年度の2カ年で策定いたします第2次総合振興計画策定業務委託料990万円、及び婚活事業業務委託料82万1,000円につきましては、昨年同様町全体の独身男性を対象に婚活事業を行うためのもので計上いたしております。

48ページをご覧ください。ひかりん着ぐるみ作業業務委託料91万8,000円につきましては、既存の着ぐるみが8年経過し傷みが多くなったため、使い勝手を考慮し製作いたします。氷川町移住定住促進プロジェクト委託料1,350万円につきましては、地域を担う人や組織を育成し、連携しながら魅力ある地域づくりを行い、活性化につなげるまち・ひと・しごと創生事業の総合戦略で、昨年度からの継続事業をさらに発展させていくための事業を取り組むため計上いたしております。

50ページをご覧ください。30目、電子計算費、13節、委託料につきましては、OA機器保守業務委託料、総合行政システムサポート等を含む1,837万5,000円を計上いたしております。14節、使用料及び賃借料では、総合行政システムASPサービス利用料2,536万3,000円、情報系システム利用料1,356万円を計上いたしております。

５８ページから５９ページにかけてご覧いただきたいと思います。２０項、選挙費、１５目、町長及び町議会議員選挙費の７８９万３,０００円につきましては、１０月に行われます町長及び町議会議員の改選に伴う選挙費用を計上いたしております。

６３ページをご覧ください。１５款、民生費、１３節、委託料で、氷川町地域福祉計画策定業務委託料４４８万２,０００円につきましては、社会福祉法に基づき５年計画を策定するもので、平成２８年度で策定予定でしたが、熊本地震により策定できなかったため、平成２９年度で策定するため、及び６４ページの地域支え合いセンター設置運営委託料２,２６１万８,０００円を計上いたしております。１９節、負担金補助及び交付金につきましては、臨時給付金（経済対策分）といたしまして、低所得者に対し消費税率引き上げによる影響を緩和するため、平成２８年度分の市町村民税の均等割が非課税の方を対象といたしまして支給される、４,２２１万円を計上いたしております。

６５ページをご覧ください。２０節、扶助費、災害弔慰金といたしまして１,５００万円を計上いたしております。

６６ページでございます。１０目、高齢者福祉費、１３節、委託料につきましては、食の自立支援事業委託料といたしまして、１,２８７万６,０００円を引き続き実施いたしますので、計上いたしております。

６７ページをご覧ください。２８節、繰出金は、介護保険特別会計繰出金２億１,４０１万円、前年比１７８万３,０００円の増額を一般会計からの繰り出しを計上いたしております。

７１ページをご覧ください。１５款、民生費、８節、報償費の８００万円につきましては、すこやか赤ちゃん出産祝金を引き続き支給するもので、計上いたしております。

７８ページをご覧ください。１５項、福祉センター費、１８節、備品購入費の２１６万円につきましては、業務用ガス式衣類乾燥機を購入するため計上いたしております。

７９ページでございます。１５款、民生費、１４節、使用料及び賃借料の２５２万円につきましては、ユニットハウス等の借上料１２カ月分、１９節、負担金補助及び交付金の２,３０４万円につきましては、住家の応急修理の補助金、１棟５７万６,０００円を計上いたしております。

８０ページをご覧ください。２０款、衛生費、２０節、扶助費につきましては、中学３年生までの児童医療費４,４４０万円、前年比８４万円の減額、２８節、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金２億５７５万３,０００

円、前年比３２１万２，０００円の増額を計上いたしております。

８６ページをご覧ください。４０目、後期高齢者医療事業費、１９節、負担金補助及び交付金につきましては、後期高齢者広域連合市町村負担金１億９，５８６万５，０００円、前年比６０６万９，０００円の減額、２８節、繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金５，１０８万円、前年比１２５万５，０００円の増額を計上いたしております。

８７ページでございます。１０項、清掃費、５目、塵芥処理費、１３節、委託料につきましては、熊本地震損壊家屋解体撤去費委託料１億１，５６６万６，０００円を、１４節、使用料及び賃借料３６０万１，０００円につきましては、災害等廃棄物仮置場土地借上料及び仮置場設備借上料といたしまして、１５節、工事請負費の１，６２３万３，０００円につきましては、家屋解体が終了し、廃棄物の運搬が終了後、仮置き場を撤去し、整備するための工事費用を計上いたしております。１９節、負担金補助及び交付金の生活環境事務組合負担金６，９２３万２，０００円、前年比３，５２２万５，０００円の減額を計上いたしております。

８８ページの１０目、し尿処理費、１９節、負担金補助及び交付金、生活環境事務組合負担金２，７７１万円、前年比３５４万円の減額を計上いたしております。

９１ページをご覧ください。２５款、農林水産業費、１０目、農業振興費、１９節、負担金補助及び交付金につきましては、主なものといたしまして、県補助の青年就農給付金事業費補助金４，３５０万円、い草機械再生支援事業費補助金９００万円、町農業収入安定化事業費補助金１，６００万円、強い農業づくり補助金１億７，５８６万円を計上いたしております。

９４ページをご覧ください。２５目、農地費、１３節、委託料で、主なものといたしまして、団体営農業農村整備事業の１，２８０万円につきましては、排水路改修測量設計業務委託料を、１５節、工事請負費の６２２万１，０００円につきましては、農道排水路維持管理工事、幹線排水路洗掘防止、農道舗装及び土地改良適正化事業、沖塘排水機場蓄電池改修を計上いたしております。

９５ページでございます。１９節、負担金補助及び交付金では、主なものといたしまして、県営事業負担金１億２，１２７万６，０００円、和鹿島地区海岸保全事業、氷川下流、氷川大堰等改修、竜北地区湛水防除事業及び多面的機能支払交付金５，７８２万５，０００円を計上いたしております。

１００ページをご覧ください。３０款、５項、商工費、１０目、商工業振興費、１９節、負担金補助及び交付金につきましては、住宅リフォーム促進事業費補助金を昨年に引き続き１，２００万円、創業支援事業所等整備促進事業費補助金、創業支援事業等機械器具等整備売上向上支援事業へ補助で６００万円、及び住宅リフォ

ーム等促進事業費補助金（災害復旧分）でございます。３，０００万円を計上いたしております。

１０３ページをご覧ください。３５款、土木費、１５節、工事請負費の６，０００万円につきましては、新村中塘公園整備工事費を計上いたしております。

１０４ページでございます。１９節、負担金補助及び交付金では、単県事業負担金４７８万円、土砂災害危険住宅移転促進補助金３００万円につきましては、土砂災害特別警戒区域内に居住する人へ、住宅移転費用、既存住宅撤去、移転費用を補助するもので、移転を促進するために昨年同様１棟分を計上いたしております。

１０５ページでございます。５目、道路橋梁費総務費、１３節、委託料の２，４５１万円につきましては、路面性状調査業務委託料、長寿命化橋梁点検業務委託料、河川管理道路整備委託料を計上いたしております。１０目、道路維持修繕費、１１節、需用費の町道修繕６８６万６，０００円につきましては、町道７路線ほか道路施設、道路標識の修繕等の費用を計上いたしております。１５節、工事請負費の１，６９０万円につきましては、町道の舗装、補修２路線、維持、修繕３路線の工事を計上いたしております。

１０６ページをご覧ください。１５目、道路新設改良費の１３節、委託料２，０７６万円につきましては、用地測量２路線、測量設計委託料で４路線を計上いたしております。

１０７ページをご覧ください。１５節、工事請負費６，４９０万円につきましては、道路新設改良工事費の町道９路線を計上いたしております。

１０８ページをご覧ください。２２節、補償補填及び賠償金の４５９万２，０００円につきましては、改良工事に伴う電柱移転補償金及び上水道移転補償金を計上いたしております。２０目、橋梁新設改良費、１５節、工事請負費の１，１２０万円につきましては、３橋梁を橋梁長寿命化計画に基づき、改築工事費を計上いたしております。

１０９ページでございます。１５項、河川費、１０目、河川改修費の１３節、委託料につきましては、２地区水路の改修測量設計業務委託料１，１００万円、及び１５節、工事請負費につきましては、準用河川御講田川河川改修工事費３，０００万円を計上いたしております。

１１０ページをご覧ください。２０項、下水道費、５目、公共下水道費、２８節、繰出金につきましては、下水道事業特別会計繰出金３億７８６万２，０００円、前年比３２２万８，０００円の増額を計上いたしております。

１１１ページでございます。２５項、住宅費、５目、住宅管理費、１５節、工事請負費の２８０万円につきましては、町営住宅解体工事費、常葉団地を計上いたし

ております。

112ページをご覧ください。10目、住宅建設費、28節、繰出金につきましては、宅地開発事業特別会計への繰出金438万8,000円、前年比469万8,000円の減額を計上いたしております。40款、消防費、19節、負担金補助及び交付金につきましては、2億2,731万6,000円、前年比1,972万3,000円の増額を計上いたしております。

114ページをご覧ください。15目、消防施設費、18節、備品購入費の797万6,000円につきましては、小型動力ポンプ北野津地区、沖塘地区の2台及びチェーンソーを各部に1台ずつ配備するため計上いたしております。

115ページでございます。25目、災害対策費、13節、委託料の1,618万7,000円につきましては、氷川地区防災計画策定業務委託料1,268万7,000円及び防災備蓄倉庫新築工事管理業務委託料350万円を計上いたしております。15節、工事請負費の9,000万円につきましては、鏡消防署氷川分署建設敷地内に防災備蓄倉庫を新築するため、工事費を計上いたしております。

116ページをご覧ください。13節、委託料につきましては、ICT支援業務委託料で、小・中学校4校を週2回支援するため、1名を2名体制へ569万円及びフッ化物洗口事業労働派遣委託料222万9,000円を計上いたしております。

121ページをご覧ください。10項、小学校費、5目、学校管理費、13節、委託料につきましては、主なものといたしまして、竜北東小学校プールの改修に伴い、体育倉庫改築も必要となったため、体育倉庫改築工事実施設計業務委託料120万9,000円を計上いたしております。

122ページをご覧ください。14節、使用料及び賃借料につきましては、主なものといたしまして、ICT機器借上料1,928万8,000円、町内3小学校の平成27年度、平成28年度整備分を計上いたしております。

127ページをご覧ください。15項、中学校費、5目、学校管理費、14節、使用料及び賃借料につきましては、主なものといたしまして、ICT機器借上料1,299万9,000円、平成27年度、28年度、29年度整備分を計上いたしております。19節、負担金補助及び交付金につきましては、主なものといたしまして、氷川町及び八代市中学校組合負担金9,490万2,000円、前年比136万3,000円の増額を計上いたしております。

130ページをご覧ください。20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、11節、需用費につきましては、災害復旧修繕料130万円、宮原歴史資料館の地震被害の修繕料及び13節、委託料の1,110万3,000円につきましては、文化

財管理委託料及び文化財調査委託料を計上いたしております。

133ページをご覧ください。10目、公民館費、15節、工事請負費250万円につきましては、氷川町公民館の地震により公民館内のクラック等、災害復旧工事費を計上いたしております。

139ページをご覧ください。45款、教育費、15節、工事請負費の1,440万9,000円につきましては、屋内ゲートボール場の外部塗装等の劣化が進んでいますので、長寿命化するため外部塗装改修工事費を計上いたしております。

140ページをご覧ください。25項、保健体育費、15目、学校給食施設費、18節、備品購入費の482万2,000円につきましては、給食センターのガス回転釜及び器具の洗浄用シンクを20年以上使用により経年劣化が進み、衛生上もよくないため購入費を計上いたしております。

141ページでございます。55款、5項、公債費、5目、元金、23節、償還金利子及び割引料につきましては、7億462万1,000円を計上いたしております。10目、利子、23節、償還金利子及び割引料につきましては、5,763万6,000円を計上いたしております。

143ページから給与明細書、151ページの債務負担行為で、当該年度以降の支出予定額等に関する調書及び152ページの町債の現在高の見込みに関する調書につきましては、省略させていただきますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、平成29年度氷川町一般会計補正予算について、説明を終わらせていただきます。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第22号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成29年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億2,986万2,000円とするものです。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為にて特定健診業務委託、人間ドック分、平成30年度に限度額218万円を計上いたしております。

7ページから8ページの歳入歳出当初予算事項別明細書において、主な項目をご説明いたします。

7ページ、歳入をご覧ください。5款、国民健康保険税が前年比2,502万6,000円減の4億94万1,000円で、被保険者等の減少と収納率を平成27年

度実績 95%で見込んだことによる減額です。15 款、国庫支出金が、前年比 2,848 万 5,000 円減の 5 億 6,477 万 9,000 円で、療養給付費等負担金の減によるものです。23 款、前期高齢者交付金が、前年比 6,531 万円増の 5 億 2,206 万 1,000 円で、社会保険支払診療報酬基金から、65 歳から 74 歳までの加入割合で交付される同名交付金の増によるものです。

8 ページ、歳出をご覧ください。5 款、総務費が、前年比 407 万 5,000 円増の 1,041 万 8,000 円で、国民健康保険の都道府県化に伴う自町システム回収委託料の増によるものです。10 款、保険給付費が、前年比 864 万 3,000 円減の 14 億 3,959 万 4,000 円で、退職者被保険者等療養給付費に係る診療報酬の減によるものです。20 款、介護納付金が、前年比 436 万円減の 1 億 515 万 9,000 円で、介護保険第 2 号被保険者に係る納付金の減によるものです。30 款、保健事業費が前年比 290 万 9,000 円増の 3,066 万 6,000 円で、特定保健指導等による保健予防活動強化のために、管理栄養士 1 名の人件費を増額してるものです。

歳入歳出それぞれ 24 億 2,986 万 2,000 円で、前年比 966 万 6,000 円の減額となっています。

これで、議案第 22 号、平成 29 年度氷川町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第 23 号、平成 29 年度氷川町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。平成 29 年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書 1 ページをご覧ください。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 2,109 万 7,000 円とするものです。

4 ページから 5 ページの歳入歳出当初予算事項別明細書において、主な項目を説明いたします。4 ページ歳入をご覧ください。5 款、保険料が、前年比 711 万 3,000 円増の 2 億 7,484 万 6,000 円で、現年度分特別徴収保険料見込額の増によるものです。15 款、国庫支出金が、前年比 597 万 1,000 円増の 3 億 9,343 万 1,000 円で、現年度分介護予防日常生活支援総合事業費に係る交付金の増によるものです。20 款、支払基金交付金が、前年比 7,365 万円増の 40 億 875 万 9,000 円で、現年度分、

（「課長、桁違いです。」と呼ぶ者あり）

失礼しました。4 億 875 万 9,000 円で、現年度分地域支援事業支援交付金の増によるものです。

5 ページ、歳出をご覧ください。5 款、総務費が、前年比 1 1 2 万 4, 0 0 0 円減の 2, 4 2 1 万 8, 0 0 0 円で、主に認定支援システム機器更新業務委託完了に伴う減です。1 0 款、保険給付費が、前年比 2 7 4 万円増の 1 4 億 7 2 9 万 5, 0 0 0 円で、主におむつ購入費支給事業の増によるものです。1 7 款、地域支援事業費が、前年比 2, 4 3 5 万 1, 0 0 0 円増の 8, 8 5 4 万 3, 0 0 0 円で、主に通所介護、訪問介護負担金の増によるものです。

歳入歳出それぞれ 1 5 億 2, 1 0 9 万 7, 0 0 0 円で、前年比 2, 5 9 6 万 7, 0 0 0 円の増額となっています。

これで、議案第 2 3 号、平成 2 9 年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第 2 4 号、平成 2 9 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成 2 9 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を、別紙のとおり定めるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書の 1 ページ目をご覧ください。第 1 条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 5, 9 0 7 万円とするものでございます。

4 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為にて、後期高齢者健診業務委託（人間ドック分）として、平成 3 0 年度に限度額 2 3 万円を計上いたしております。

5 ページから 6 ページの歳入歳出当初予算事項別明細書において、主な項目をご説明いたします。5 ページ、歳入をご覧ください。5 款、後期高齢者医療保険料が、前年比 6 0 8 万 5, 0 0 0 円増の 1 億 4 3 7 万円で、特別徴収保険料、現年度分見込額の増によるものです。2 0 款、繰入金が前年比 1 2 5 万 5, 0 0 0 円増の 5, 1 0 8 万円で、保険基盤安定繰入金の増によるものです。

6 ページ、歳出をご覧ください。1 0 款、後期高齢者医療広域連合納付金が、前年比 7 4 2 万 8, 0 0 0 円増の 1 億 5, 5 2 9 万 6, 0 0 0 円で、後期高齢者医療広域連合負担金の増によるものです。

歳入歳出それぞれ 1 億 5, 9 0 7 万円で、前年比 7 3 3 万 1, 0 0 0 円の増額となっています。

これで議案第 2 4 号、平成 2 9 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第 2 5 号、平成 2 9 年度氷川町下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成29年度氷川町下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成29年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,205万2,000円とする予算でございます。前年度と比較すると3億2,477万2,000円減で、41.3%の減額予算となっております。これは平成28年度下水道建設費の要望について満額配当、及び補正予算での追加配分がありましたので、下水道面整備費、建設費の減少によるものでございます。

それでは、歳出のほうから主なものについて説明させていただきます。

11ページをご覧ください。5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費の2節、給料から4節、共済費までは、職員給与関係で、下水道職員5名分の3,067万4,000円を計上しております。8節、報償費は、平成28年度建設し、供用を開始する68件分の受益者分担金一括納付報償金として、252万円を計上しております。

12ページの13節、委託料では、特定環境保全公共下水道事業計画策定業務委託料で、宮原処理区の流域編入に伴い、八代北部流域関連とする計画策定の業務委託料で、910万円と、下水道台帳更新業務委託料205万2,000円を計上しております。19節、負担金補助及び交付金では、水洗便所改造助成金として200万円を計上しております。これは国の交付金事業として、配水設備の設置促進間接補助が新設され、市町村において住民等に対する接続助成制度があれば対象となるため、平成29年度から国庫補助事業として取り組みます。

次に、13ページをご覧ください。10目、公共下水道維持費の主なものとしましては、11節、需用費で、マンホールポンプ場電気代、建築物修繕料、管路修繕料で1,125万円、13節、委託料で、マンホールポンプ場管理委託料666万円、汚泥処分業務委託料667万6,000円、14ページになりますが、指定管理者による宮原浄化センターの管理委託料3,991万円、継続事業としまして、供用開始36年を迎える宮原処理区の管渠の老朽化が進んでおり、今後の維持管理費が重要課題となっているため、計画的かつ効率的な維持管理に活用する基礎データを得るため、下水道マンホールの目視調査に210万6,000円を計上しております。委託料の合計は、5,578万4,000円、19節、負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金としまして、5,404万円を計上しております。

15目、公共下水道建設費は、平成28年度下水道建設費の補正予算の追加配分がありましたので、追加配分を本年度繰り越ししまして、面整備を完了する計画で

あります。このため１５節、工事請負費では、新築住宅建設に対応するための管渠築造工事費７００万円、次の１５ページで、１９節、負担金補助及び交付金の八代北部流域下水道事業建設負担金として、７０９万８,０００円、２２節、補償補填及び賠償金では、管渠築造工事に伴う上水道施設の移設補償費５０万円を計上しております。

１５ページです。１０款、戸別排水処理事業費、５項、戸別排水処理事業費、５目、戸別排水処理事業費、１１節、需用費から１３節、委託料まで、宮原処理区の合併浄化槽３０基分の管理費といたしまして、２３３万８,０００円を計上いたしております。

次の１６ページをご覧ください。１５款、公債費、５項、公債費では、５目、元金、２３節、償還金利子及び割引料の長期債元金１億９,６３３万２,０００円、及び１０目、利子、２３節、償還金利子及び割引料の長期債利子、一時借入金利子の６,９８７万円を計上いたしております。

次の１７ページから２３ページまでは、下水道職員の給与に関する調書であります。

２４ページにつきましては、債務負担行為における調書について載せておりますので、あとでご覧ください。

２５ページをご覧ください。地方債に関する調書につきまして、当該年度末における現在高見込額は、３４億２,９８５万５,０００円でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、７ページを開けてご覧ください。歳入の主なものといたしましては、５款、分担金負担金、５項、分担金、５目、分担金、５節、分担金につきましては、受益者分担金といたしまして、１,１９５万２,０００円を計上いたしております。１０款、使用料及び手数料、５項、使用料、５目、下水道使用料、５節、公共下水道使用料につきまして、１億２,７２０万円を計上いたしております。内訳は、宮原処理区６,９６０万円、竜北処理区５,７６０万円であります。

次の８ページをご覧ください。１５款、国庫支出金、５項、国庫補助金、５目、下水道補助金、５節、下水道補助金につきましては、１００万円を計上いたしております。これは歳出でご説明しました水洗便所改造助成金として２００万円を計上しております補助金となります。

９ページの２０款、繰入金、５項、一般会計繰入金、５目、一般会計繰入金、５節、一般会計繰入金は、３億７８６万２,０００円を計上いたしております。２５款、繰越金、５項、繰越金、５目、繰越金、５節、繰越金は、５８７万３,０００円を計上いたしております。

次の１０ページでございます。３５款、町債、５項、町債、５目、下水道債、５節、下水道債では、７００万円を計上いたしております。

最後に４ページをご覧ください。予算書第２表の地方債について、下水道債の限度額を７００万円といたしております。

以上で、議案第２５号、平成２９年度氷川町下水道事業特別会計予算について説明を終わります。

続きまして、議案第２６号、平成２９年度氷川町宅地開発事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

平成２９年度氷川町宅地開発事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、１ページをご覧ください。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４４３万８,０００円とする予算でございます。前年度と比較しまして５２％の減額予算となっております。

それでは、歳出より説明させていただきます。７ページを開けてご覧ください。７款、公債費、５項、公債費、３目、元金、２３節、償還金利子及び割引料の長期債元金４３４万２,０００円、及び５目、利子、２３節、償還金利子及び割引料の長期債利子４万６,０００円を計上いたしております。

次の８ページをご覧ください。地方債に関する調書については、元金利息の償還については、平成２９年度が返済の予定となっております。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。６ページをご覧ください。１０款、繰入金、３項、一般会計繰入金、５目、一般会計繰入金、５節、一般会計繰入金は、一般会計より４３８万８,０００円の繰入金を計上いたしております。

以上で、議案第２６号、平成２９年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、認定第１号について、学習会で江寄悟議員から申し出がありました２件について質疑を認めます。

江寄悟君。

○５番（江寄 悟君） 休憩に入るかと思ってましたのでちょっとすみません、準備が遅くなりますが、実は２点について、学習会のところで明確な答弁がいただけなかったんで、本会議で聞かせてくださいということで、議長の許可、また議運の委員会で許可をいただきましたのでご質問させていただきます。

決算認定のまず１つ目が、８０ページにすこやか赤ちゃん出産祝金の決算の中

で、617万5,000円という数字が出てきました。結果的にそれだけ支出済みですということですが、実際これは平成27年度に条例化されたので、条例化されて初めての決算だと思います。

そこで、この氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例を制定するとき、平成27年3月議会で制定するときに、これはずいぶん議論をやって、問題が多い条例ですよという話で、私は、この条例について残念ながら反対せざるを得なかったわけです。

それというのもこの条例の中で、出産しました、子どもができました、1年以内いなければ出産祝金は返してくださいという条例でした。このときに条例施行規則というのは条例のあと作りますということで、この中身がしっかりと把握しないままこの条例通ってしまったわけですね。結果的に平成27年度の決算で、初めてこういう数字が出てきてまして、実質的には、第1子から第3子まで10万円、第4子は30万円、第5子以降は50万円を支給しますということが、条例第3条で書かれていまして、そのお金をもらうためには、出産してお金をあげますよ、もらえる人はそれについてまた書いてありますけども、お父さん、お母さんになった者が引き続き1年以上町内に居住及び同居しなければならないよというのが、第2条で受給資格を決めてあります。だからこのときに1年以上いなければいけないのであれば、生まれて1年目に支給したらどうですか。そしたらこの方が1年以上居住しなければならないということがクリアできるじゃないですかということで、平成27年の3月議会でずいぶんと議論をしたわけです。

それで、もし1年以内に出ていったときにどうしますかって言ったときに、このときの答弁は、返していただきます。全部返していただきますという答弁でした。それはいったんもらったものを本当に返してもらえますかという話をしましたが、出産祝金だから出産したときにやらなければいけないというのが町長の考え方だったので、1年間住む人に限って申請するのかなと思ったんだけど、やっぱり事情で出ていかなければならない人は出てくるはず、それで今度の決算のときに、この617万5,000円という端数が出てきています。

それで、これを担当課長のほうにその事情を聞きました。何でこういう端数が出てきているのかということで聞いたところ、取れなかったということです。それは1年以内に出ていったので、そのお金が取れなかった。基本的には1年いなさい、この人は条例違反して10万円もらってるわけですよ。でもそれを町は取りきれなかった。転居した。だから、私は1年した時点で、1歳のお誕生日の日にお渡ししたらどうですかという話をした結果、そうやって無駄な税金をこの条例に従えない人にお金をやってしまった形になってると思いますが、そのところは担当課長、そ

ういうことでよろしいんでしょうか。そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（片山裕治君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） 少し江寄さんの認識が、取れなかったということではなくて、いったんお支払いしてお返ししてもらった分がこの端数になってるということなんですよ。

実は、支給条例の中で祝金の返還、第6条、町長は、祝金を支給したのちに受給者が受給資格の要件を逸したとき、または偽りその他不正の行為により祝金を受給したと認めるときは、支給額の全部または一部の返還をということであつてございます。

そして、今度条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めるということで、施行規則をうたっております。その中で今、支給の方法とか施行規則の中で、第4子に関しては10万円を3年間、第5子に関しては10万円を5年間支給するうんぬんというふうにあつております。

そして、職員が事務処理を進めていくうえで、指針基準というものを事務取扱要領ということで定めております。条例の第6条で祝金の返還をうたっておりますけれども、その一部の返還に関して基準を定めたものではございますけれども、祝金の返還、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給事務取扱要領の第2条、祝金の返還、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例第6条の規定による返還の取り扱いについては、次の各号に掲げるとおりとするということで、1号、不正の行為により祝金を受給したと認めた者は、全額の返還ですね。2号に、受給後1年以内に町外に転出した場合で、転出した理由がやむを得ないと町長が認めたもの、ここで（イ）受給後1カ月以上3カ月未満の方は4分の3の返還を求めますよ。（ロ）で、受給後3カ月以上6カ月未満の方は4分の2返還をお願いしますよ。（ハ）で、受給後6カ月以上1年未満の方は4分の1の返還、それぞれ7万5,000円、5万円、2万5,000円の返還を求めますよということであつております。最後に3号で、当該主の死亡によるものは、ゼロ円の返還ということであつております。

その事務処理で、この3名の方が64名の申請がございました。都合640万円支給してございます。そのうち3件とも受給後3カ月未満の町内在住でしたので、7万5,000円の返還をいただいて、22万5,000円を返還していただいております。都合617万5,000円の支出ということになっております。

以上です。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 町長、私たちに説明した条例とまったく違うじゃないですか、

取扱要項は。1年以上町内に居住した者に対して受給資格を与えますって言うてますよ。途中で出ていった人には2分の1しかあげませんなんて、どこに書いてあるんですか条例で。だから1年以内に出ていく人ありますって、あるから、あるからこの条例じゃおかしいですよ。取り戻さなければいけませんよ。そのときに取り戻しますって言われましたよ。ところが取扱要領、今の課長の説明は何ですか。半年いた人には2分の1やりますって条例のどこに書いてあるんですか。受給資格がある人は1年以上町内にいなければいけない人なんですよ。何で条例違反をするんですか、町長自ら、おかしいでしょう。そこを町長どう思われます。

○議長（片山裕治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） しっかり条例を理解していただきたいと思っておりますが、読んでくださいよ。受給の資格でございます。1年以上引き続き住んでいた人にやるとは書いてございませんよ。受給後1年以上引き続き住んでいただく方々に、それぞれの1年以上の居住うんぬんを書いてありますのは、第3子以降、第4子が30万円、第5子が50万円の支給をいたします。それを分割して毎年3年間にわたって分割して10万円ずつ渡します。5年間にわたって10万円ずつ渡します。ですから、受給後もずっと1年以上ずっと住んでくださいねというのを書いてあるんですよ。1年以上住んだ人にやるとは書いてございません。そこはぜひご理解をいただきたいと思っておりますので、今、条例どおり、あるいは条例の規則どおり、あるいは取扱の要項どおり、このすこやか赤ちゃん制度を運用しているところでありますので、何ら問題ないところでございます。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 私のこの2条の理解が違うということですよね。私は、受給後1年以上町内に居住及び同居し、現に当該子を養育している者が受給資格がありますというふうにししか読めないんですよ。今の町長の話だと、受給後、もう受給したらもらっても1年以上住まなくていいという理解ですか。

ちょっと議長、休憩してください。

○議長（片山裕治君） しばらく休憩をとります。

—————○—————

休憩 午後2時08分

再開 午後2時12分

—————○—————

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今度で3回になりますので最後になりますけれども、この件に

関してはですね。今度施行規則がそのあと、条例のあとにできまして、それを条例が通ったあとに見せていただいたんですね。出産祝金、町長言われたのは、生まれて、ああ、おめでとうございますと言ってやりたいんだから、だから1年経過せずにこの条例でやりたいと言われました。私は、1年住まなければいけないから、1年後にやったらどうでしょうかというのを話をしたんです。

この施行条例、施行規則ですね、施行規則をあとで読ませていただきましたが、祝金をもらいたい者は申請しなさい。申請は出産して60日間猶予を持ちましょう。それから支払まで60日間その時間があります。結局、最長で4カ月後にしか最長で祝金いかないんですね、生まれて4カ月後。

今の話からいけば、例えば、生まれた、生まれて申請をした、すぐ申請した、3カ月目に4分の1やりましょうて、4分の1になりますよね。でもこの祝金をやる前に3カ月で出ていかれた。そしたら3分の1やれる権利を持つのかなあとは、今の話聞いて思ったんですけども、どうもこの町長が言われた、生まれておめでとうございますと言って、お祝い金を出生届が出た時点で、すぐその何日かの中でやられるのかなて私は思ってたんですね。そのおめでとうございますという。ところが、2カ月2カ月で4カ月後ぐらい最長で祝金が出ていくっていうんだったら、そんなに町長がむきになってすぐやりたいというぐらいの時間が経過するんじゃないかなと。

よければ、私はもう一度このすこやか赤ちゃん出産祝金に反対してるわけじゃないんですよ。この条例のあり方についてもう一回、やっぱり、庁内でこういう条例をつくる時には、庁内の課長たちが集まって、ここにこういう疑問があるとかっていうその勉強会を昔、私が役場にいたころやってたんですよ。副町長も総務振興課長もそういうスタッフでいたわけですよ。だから、こういうのでその条例が落ちこぼれがないように、ぜひそういうスタッフでもう一度、これは多分担当課長だけでやってると思うんですよ。それを、やっぱりある程度のその条例に精通した人たち集まって、勉強を1回して議会に出してほしいというふうに思いますが、そのとこ町長どうでしょうか。

○議長（片山裕治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいますとおり、それぞれ読み方、あるいはその解釈の仕方によって、非常にわかりづらいところがある条例ではないかというご指摘でございます。先ほど少し声を荒らげましたけども、それぞれの解釈の次第で、解釈次第ではそういった捉え方のできる部分もあるやもしれないというところを懸念されてのいわゆるご質問だろうと思っておりますので、おっしゃいましたとおり、確かにこの条例が先にできて、そのあと条例施行規則、併せまして取扱要領まで作

らせていただきました。そういった部分が議会の中でしっかりと説明ができておればそういった誤解もなかったのかもしれませんが。そういったことを考えますと、ただいまご提案ありましたような部分につきましては、今後はしっかりこの条例を提案するときには、その取り扱いの中身まで説明できるように、準備をしてしっかり出していきたいと思っておりますし、このすこやか赤ちゃんの条例につきましても、趣旨はもうご理解いただけたと思っております。少ないこの少子化の時代に少しでも応援をしようじゃないか、そして、定住促進、少しでも長くこの氷川町に住んでいただこうじゃないかという意味で作った部分でございますので、それをしっかり一目瞭然でわかるような条例、あるいは条例施行規則であるべきだろうというご指摘でございますので、この条例そのものにつきましても、もう一回整理をいたしまして、必要があれば次回の議会でも条例改正案等々提出をしたいと思っておりますし、今後のいろんな条例の制定につきましては、しっかり準備をして、そして皆様方にしっかりご理解をいただけるようなご説明をして進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） もう1件の質問に移ります。

134ページ、今日は本田監査委員さんもおられるので、ちょっともしよければ本田監査委員さんの意見も聞きたいんですけども、この監査の意見書の中には何も出てこないですが、この134ページに、ちょうど真ん中ぐらいの扶助費ですかね、ここに学校管理費より5万3,000円の流用がなされております。この学校管理費から教育振興費にきてるということは、この流用は目款流用になっております。基本的にその流用しなければいけなくなってしまうということについても、当然監査としての指摘があると思いますが、なぜ目間流用しなければいけなかったのか、節間流用ができなかったのか、そこのところが私には理解できないんですが、財政を司る人がなぜ、節においては24万円ほど残が残っているにもかかわらず、教育振興費の残として不用額が24万円あるにもかかわらず、何でその学校管理費から持ってきたのかというところが理解できない。もちろんなぜ流用しなければいけなかったのかという話もあるんですけども、こういうものを監査で指摘はされないのかどうかも含めて、担当課長と、もしよろしければ本田監査委員さんにもご意見を伺いたいと思います。

○議長（片山裕治君） 学校教育課長、稲田和也君。

○学校教育課長（稲田和也君） この流用につきましては、平成28年の1月下旬になります。この3月補正の主な減額予算になったわけなんですけど、電算入力時に10目、教育振興費、20節、扶助費の就学援助費を、支払計画に基づきまして50万

円減額しました。その後、３月１７日になって、同じ扶助費の特別支援就学奨励費の支払伝票の作成をしようとしたしました。ところが、予算が５万３,０００円不足しているのに気づきました。そのとき１０目、教育振興費内の予算の不用額は発生しないものと思い込み、不用額が見込まれます、５目、学校管理費、１１節、需用費から５万３,０００円を流用してしまいました。

結果的に就学援助費の支払計画が甘く、間違っていたのと、１０目、教育振興費内の不用額の確認不足でありました。お詫びを申し上げます。

○５番（江崎 悟君） 監査委員さんは意見ありませんか。

○議長（片山裕治君） 監査委員、本田孝志君。

○代表監査委員（本田孝志君） この件につきましては、議員もご承知のとおり、款項については議決項目でございます。目節については執行項目でございます、長の権限に属する事項でございます。当然それについては十分流用される時点で検証されたものと思っております。そして、町の権限で流用されたというふうに理解しております。

○５番（江崎 悟君） 終わります。

○議長（片山裕治君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第１号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、認定第１号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第２号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第２号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、認定第２号は原案のとおり認定す

ることを決定しました。

次に、認定第3号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することを決定しました。

次に、認定第4号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することを決定しました。

次に、認定第5号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することを決定しました。

次に、認定第6号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時27分

再開 午後2時38分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、議案第2号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑ありませんか。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回いよいよ振興計画のメンバー、審議会を設置するというところで、今回の名称変更、総合振興計画策定審議会をつくって、ここにこれから先の10年間のこの氷川町の計画を審議してもらうわけなんですけども、私、この審議会に提案する町長の考え方がやはり決まっていなくて、これから先、この10月選挙あるんですけども、多分もう町長がそのまま引き続きやろうということで審議会決められるんでしょうけども、この第1次の総合振興計画つくられた浜田町長の次に、2013年度からまた改正をされたということで、今回、第2次の総合振興計画つくられるわけなんですけども、審議会設置するにあたって、私は基本的には、町長がどういうまちづくりをしたいのかというのを、この審議会に提案しなければいけないと思うんですけども、審議会設置を今回提案されましたので、どういうこれから先の10年間の氷川町を考えておられるかという、さわりだけでもかまいませんけども、そこのところ、今までどおり五つのテーマに沿っていくのか、もっとこの10年、この震災を受けたあとのこの氷川町を再生するための10年、こういうことでこの審議会に諮問をしたいというのを、さわりだけでいいですが聞かせてもらえるでしょうか。

○議長（片山裕治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 総合振興計画の持つ意味というのは議員が一番ご承知でございます。それぞれ行政のプロでございましたので、これまでの審議会もこれまでも審議会ございました。20名以内のチームで、いわゆる私ども事務方で、あるいは町民の皆様方の意見を聞いて素案をつくったものを審議会にまず諮問をし、中身を精査していただいて答申をいただく、そのうえで議会にこういった第1次の総合振興計画をつくったんだと、認めてくださいという形の流れになってまいります。

したがって、この振興計画は、やはり町民の皆様方の総意で作り上げていくものだというふうに思っております。今、町長という質問をされましたけども、何と答えていいのか少しわからないんですけども、基本的なところには、やはり事務方で作業してまいりますので、そこにはやはり私の町政に対する思いというものが、当然反映させていきたいというふうに思っております。その部分を言葉で表現してくれということになりますと、何と言いましてもやはり私が一番に掲げておりますのは、安心して暮らせてしあわせを実感できるまちをつくろうということで、8年前、7年半前にこの職に就かせていただきました。そういった思いでこれまでの政策も続けてきたところでございますし、今日の挨拶でも施政方針でも申

し上げましたとおり、行政にはやはり計画性、特に継続性がなくてはならないというふうに思っておりますし、当然創造性もなくはなりません。あの五つの考え方というものを次回の第2次の総合振興計画には、大いに反映させていきたいという思いがございますし、これまでどおり大事にしくなくちゃならないところもありますし、思い切ってやはり、昨日もちょっと議論をいたしました、事務事業の見直しも思い切ってやったらどうだというような話もございました。いわゆる氷川町ができて10年目、今年はそのいわゆる総括の年にしたいと言いましたのは、そういった思いも少し含めて今日の施政方針に述べさせていただいたところでありまして、そのあたりはしっかりと精査するところは精査をし、そして10年、20年後の氷川町を見据えた第2次の総合振興計画をつくり上げていきたいというふうに思っておりますし、そこにはやはり、私1人じゃなくて皆様方も含めて、町民の皆様方の思いがこもった計画でなければならないと思っておりますので、そういったところは大いにこれからも意見を拝聴しながら、この次の計画をつくり上げていきたいというふうに思っております。

ちょっと言葉が足りないと思っておりますが、そういった気持ちでこの計画策定にあたっておりますので、どうぞそれぞれの議員の皆様方もこの氷川町を思うその気持ちをぜひ聞かせていただきまして、計画に反映できるところは大いに計画に反映させていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 町長の考え方はよくわかりました。私は、次の10月の選挙のときには、町長にこういうまちづくりをしたいという、そういうテーマを出していただいて、次、また次の勢いになっていただいたほうがいいんじゃないかと思ったんですね。

というのは、今の話でいくとフォトマップみたいな形で、町民の皆さんの声を聞いてというんじゃ私はその総合振興計画は違うだろうと。氷川町をこういうふうにしたいから、町長として自分はこういうふうにしたいから、この総合振興計画をこういう方向で進めていきたいというのがまずあって、そういうまちづくりを目指していつてほしいなあというふうに思って今ちょっと質問したわけです。

総合振興計画の策定審議会は今までどおりで、各種団体の代表を入れますよという追加がありますけれども、各種団体の代表さんの方たちについては、それぞれの思いがあるでしょうけれども、どうしても団体長として入っていったときには、執行部が出せばそれを賛成せざるを得ないというご意見が結構あるんですね。だから、ぜひこういう審議会のときには、腹を割って意見を出していただくような審議

会にしてもらいたいなと思いますが、担当は企画財政課長になるのか、そこらへんの審議会の運営方法について、ちょっと思いを、今度で終わるていうけんこれせんたいね。

じゃあいいです。質問を終わります。いいです終わります。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑ありませんか。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 先ほど企画財政課長のほうからる説明を受けましたけれども、何点かご質問をさせていただきます。

まず6ページの明許繰越費の中で、道路橋梁費で町道八間川、町道川上については、関係者との協議が整わず明許繰越にしますというご説明がありました。事業の

予算化をするときに、関係者との協議を済ませたあと予算化を私はするべきだと思うんだけど、予算化をしたあと関係者と協議をするということになれば、この改良事業できない、地元要望であっても関係者がうんと言わなければならない事業、そういう事業の予算化をしているというふうには見えませんが、そのところは、この予算化するにあたって、関係者との協議が整わなかったので明許繰越しますよという意味を、ちょっと教えていただきたい。予算化するときには終わってるものと思うものですからね。

○議長（片山裕治君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 町道八間川氷川堤防1号線の道路改良事業、町道川上立神線の道路改良事業につきましては、地権者との調整、地権者の土地の買収の件については調整を掛けておりました。4月の熊本地震の影響で、土地のずれがあるかないかの測量を震災後に調査を、再調査で測量をかけて、くるいがないことを確認しております。すみません、そういった調査関係に手間どったのがありまして、現在に至っております。

町道川上立神線につきましては、昨日、地区公民館に出向きまして、土地の所有者の方に道路計画の図を再度見ていただきまして、用地の単価あたりもお伝えしまして、今から用地買収にかかることをお伝えしました。工事の着手につきましては、耕作がありますので秋口以降にさせていただけるかどうかということで、確認がとれた次第でございます。調整自体は終わってるんですが、先ほど言いました熊本地震の関係で、土地の基準値がずれてないかの測量をかける作業がありましたので、すみません、ちょっと事業が遅れてるんですが、現在そういった進行状況になっております。

沖塘につきましても近日中に出向いて、以前お話をしました用水の吐き出し口とかの提案があったので、そういったところの調整の説明をする計画になっておりますので、平成29年度に繰り越しさせていただきまして工事をやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） はい、よくわかりました。震災がなかったらできたということでしょうから、基本的には事業の予算化するときには、当然地権者の方、地区の方の同意を得て予算をあげておられるんだろうなというふうに思います。

それから、27ページ、ここの給料の1,200万円の減額、これ見積りミス、なぜ1,200万円、職員手当690万円、なぜ1,200万円もの多額のお金を予算化して落とすのか。これは多分こんな金額が出るというのは、計算ミスかなんかがあったのかなあとと思いますけど、そのところの説明は先ほどなかったんですが、

ここの部分についてちょっとお伺いします。

○議長（片山裕治君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 一般職の給料につきましては、平成28年度当初におきまして、正規職員それから任期付職員を含めて122名という予定で計上させていただいておりました。専門職の任期付職員ということで、保健師、それから管理栄養士を3名予定して、合計122名という計算をしたところでございますが、実際採用できた任期付職員が管理栄養士1名だったということで、保健師ともう1人の管理栄養士の採用ができなかったということで、その分を今回減額させていただいたというところでございます。申し訳ございません。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） そういう説明をいただいとけば質問する必要はなかったんですが、申し訳ございません。よくわかりました。

私、産建なので産建で聞けばいいかもしれませんが、最後の質問にします。

54ページ、55ページで、道路新設改良費、橋梁新設改良費の中で、入札残だというふうに企画財政課長の説明だったんですが、町道浄土線道路改良工事及び栄久橋3号橋梁改良工事、これについては、事業執行がされてないんじゃないかと思うんです。というのも栄久橋のほうは、また平成29年度に載ってる予算だと思うので、説明としては、なぜ事業執行ができなかったか、そののところ、事業執行ができなかったのであれば入札残じゃないと思いますので、事業執行ができなかったということであれば、先ほどと同じように、なぜできんだったのか、これちゃんと地元協議ができてるんじゃないんですかということを聞きたいんです。

○議長（片山裕治君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 54ページの工事費の中で、町道浄土線の道路改良工事については、事業はまだ未着手でございます。地元の地権者様との協議は行っておりまして、土地の売買等はご了解を得ているところです。ここにつきましても熊本地震の影響で土地のずれがあるということで、再測量をかけましたことが一つと、ここにつきまして地籍調査の認証がまだできてない状況で、4月に県のほうにあげて国にという段取りで、9月、10月ごろには、法務局のほうでもう登記ができるものということの見込みで予算化をちょっとしましたものですから、そういった影響で現在の状況になっております。

今現在、農地整備課のほうで地籍の座標数値がくるってないかの再測量をかけて点検をされておりますので、その後、確認のうえで地籍が済むものと思っております。すみません、ここの部分についてはそういうことで、まだ事業は未執行であります。

55ページの竹ノ下橋梁の改築工事と栄久橋3号の橋梁改築工事につきましては、まだ事業は執行の残ということだったんですが、これにつきましても社会資本整備総合交付金の交付決定額が少なかったものですから、この部分の橋梁につきましては、平成29年度に新たに予算を組み替えまして、事業を執行したいということと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑ありませんか。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 平成29年度当初予算66億円、大して増えてないんですね。

例年どおりの予算に町長がしぼられたのかなというふうに思いますが、起債はずいぶんと増えているので、事業そのものは減っていないのかなというふうに思います。

ところで、歳入の分で一つお伺いしたいんですが、一般質問で税務課長にご質問をさせてもらったわけですが、今回、町民税の所得割が増える、1,300万円増額に、前年よりも増える。この所得割額が増える、まあ人口減になっていくからどんどん減っていきなきゃいかん、給料もそんなに上がってない、そういう中で所得割が上がってきたのは何でだろうなあ、上げられるようだったら、その原因がわかればそのところを上げる仕組みをつくればいいのかあというのと、法人税割が減額になってるのは、今度の条例改正分で法人税額が減額になってるのかなあという、固定資産税についてはこの前、償却資産等について話し聞きました

ので、この所得割と法人税割のところ少し勉強したいので、税務課長のここの部分の答弁をお願いできないかなあと思いますが。

○議長（片山裕治君） 税務課長、岩本博美君。

○税務課長（岩本博美君） 町県民税、個人住民税につきまして、所得割、均等割につきましては、今現在、申告を行っているところでありますが、平成28年度におきまして町県民税の賦課状況報告というのを毎年報告をしております。それによって町県民税を一応徴収してるところであります、その実績によって、今現在の実績によって一応所得割、均等割を出してるところであります。結局この数字というのは、もう28年度の今の実績による数字でございまして、申告によりまして、今、私が感じてるところでは、損害控除が結構出るところです。職員も今、結構申告毎日頑張ってる場所なんです、その影響が多分今後出てくるのではないかなと思います。ただ、今のところでは、数字としてあげられる根拠がないものですから、その数字につきましては、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

法人税につきましては、どこが減っているというのではなくて、全体的に平成27年と平成28年を見たときに落ちてきてる。所得割が少しずつ落ちてきている。大きいところになりますと、何カ所かそういう金融機関であったりとかという所得割が落ちてるところがあるんですが、全体的に少しずつ落ちてきて積み重ねがそういう形になっていると思われます。今後も法人税につきましては、先ほど江寄議員おっしゃいましたように法人税率も落ちますので、当然上がることはないと思います。景気が上向いてくるようであれば違うんですが、町内の業者が落ちてきてるのではなくて、大きい町外にある業者の支店とか、そういうところでうちに均等割、来てる分がちょっと落ちてきてるような形になってますので、町内の事業については、均等割の5万円というところがほとんどですので、大きいところについてが、全体的に落ちてきて今いる状況です。

以上です。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） ありがとうございます。1つ、31ページ、次の質問になるんですが、これ予算上の問題なんですけども、31ページにふるさと氷川応援基金繰入金を廃目しますというふうに書いてあります。ちょっと予算書をずっと見よつたら、53ページの一番上に、積立金にふるさと氷川応援基金積立金をやりまして書いてあるんですが、廃目して積立金にあげるというのは、どこにあげていくのかなあというので、私の勉強不足だったらあれですので、よろしければ教えていただきたいんですけども。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君） 充当先を3年に1回しかしませんので、3年に1回充当しますので、充当先を、基金をこれで廃目して、充当先に全部、基金積立金を充当先に入れるということです。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 充当先に基金積立金というふうに書いてあるんだけど、基金積立金じゃなくて、お金が入ってきたものに関しては積立金に積み立てない。お金が来るじゃないですか、ねえ応援で、ふるさと納税やってきたお金は、どこに入るんですか、ふるさと納税したお金は。

○議長（片山裕治君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時05分

再開 午後3時06分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 休憩前引き続き、再開いたします。

企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君） すみません、基金繰入金は3年に1回で終わりますので、それで廃目にいたします。基金自体は基金積立金をそのまま基金に積み立ていたします、ということです。繰入金につきましては3年に1回で繰り入れしますので、廃目をするということでございます。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 私だけわからないので、あとでまたお伺いします。ほかの人は多分わかっておられると思うんです。

ちょっと総務のところは聞いとかなきゃいかんと思いますが、48ページに今回、氷川町移住定住促進プロジェクト委託料1,350万円、これは新規ですよ。この新規事業について、新規の委託料についてちょっとお伺いいたします。

この移住定住促進プロジェクト委託料という名前なんですけども、町内組織としてはどういう組織があって、この委託をどこに、どういうふうなところにやるのかという、そのところをお伺いいたします。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君） それではお答えしたいと思います。

ただいま、今、加速化交付金事業におきまして、平成28年度で地域リーダー塾というのをつくっております。これをもっと発展させたいというところで、この移住定住促進プロジェクト事業委託というのを今回、事業として1,350万円を業務委託として、今回計上させていただいております。

その中で、まず地域を担う事業者や組織が連携し、地域の魅力を高めることができるための地域リーダー塾、これを発展させていきたいということで、人材育成事業と、それから、生きがいからの就農希望者の受け入れ体制づくりとか、雇用創出、雇用就農を促進するため、既存の農業法人を法人化、実質の法人化させて雇用創出をしたいと、それによりまして移住定住を促進させていこうということで、ここで事業をするということでございます。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 農業のための雇用促進をするために、移住定住促進プロジェクトという地域リーダー塾を発展させていくと。農業者の雇用を、法人化してそこに農業者を雇用して、農業をやっていく人たちのための移住定住促進プロジェクトなんですか。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君） はい、またそれと組織、商業関係でございますが、その人たちに対しても連携しながら、そういう雇用を創出させていきたいということで、この地域リーダー塾というのは、それぞれの分野から集まっていただいてしておりますので、そこを雇用の創出の場をつくり上げたいということで、リーダーをもう少し発展させていきたいということで、業務委託をするものでございます。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） この組織については担当課だけでやるんですかね。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、森田寿也君。

○企画財政課長（森田寿也君） はい、今のところまだ担当というのがまだ、今、加速化交付金事業につきましては、商工観光係がやっております。それにつきましては3課、今、かわりが4課ございます。その4課と一緒にやって連携してやってまいりたいと思っております。その4課といいますのが、企画財政課が主になりますが、それに総務振興課、それと商工観光課、農業振興課、この4課で行ってまいりたいと考えております。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 115ページに一番下に、氷川町防災備蓄倉庫新築工事9,000万円、そのほかに新村中塘公園整備工事6,000万円あがっていますけれども、議会にはどういうふうな工事内容で、もうこれは委託終わってるでしょうか、どういう備蓄倉庫を造りますとか、中塘公園、こういう公園にしますとかという説明はいっさい受けていないので、その説明はいつどこで全員にしていいただけるか、伺います。

○議長（片山裕治君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 防災備蓄倉庫につきましては、本年の２８年度に予算いただきました。今、実施設計を今月いっぱいというところで進めさせていただいております。予算取りするために概算工事費で９，０００万円というほどいただきましたけれども、おおむね基本設計に則った形での工事ですので、そう相違はないと思っておりますけれども、今月中に実施設計があがってきましたところで、先日、広域のほうでも配置の計画はもう説明があったということでございましたので、本町のほうで実施設計内容が完全にでき上がりましたところで、議会の議長のほうにご相談申し上げまして、全員協議会あたりを開かせていただきまして、ご説明させていただきたいというふうに考えております。

○議長（片山裕治君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 新村中塘公園につきましては、実施設計が終わって、概算費６，０００万円ということで設計をあげてる次第です。先ほど総務課長がご説明のとおり、議長様にご相談して、議会の全員協議会あたりでご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○５番（江寄 悟君） １６日にこれ採決に入りますので、よろしければ議長、１６日前までにどういうものを造るのかを提示いただいて、採決をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか、議長その旨、了解していただけますでしょうか。その１６日前に実施設計も含めて、概略図でもかまわないので、ぜひ見せていただきたいんですが、よろしいですか。

議長、それお願いしてもらいたい。

○議長（片山裕治君） 担当課におかれましては、今の江寄議員の資料を提出していただけますか。提出をお願いいたします。

はい、お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） これで質疑を終わります。

次に、議案第２２号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第２３号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 24 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 25 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 26 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 2 号から議案第 26 号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。したがって、議案第 2 号から議案第 26 号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

—————○—————

散会 午後 3 時 16 分